

第五次西都市総合計画
2021 ▶ 2028

抜群に住みやすいまち 西都

癒やしの風を感じる場所



令和3年7月
西都市

市民とともに 「抜群に住みやすいまち」をめざして



西都市では、「第四次西都市総合計画（基本構想・前期基本計画）」（平成23～平成27年度）、同後期基本計画（平成28～令和2年度）に基づき、人口減少の抑制や交流人口拡大、福祉の充実など様々な活性化策を展開してまいりました。また、令和元年度には、「第2期さいと未来創生総合戦略」を策定し、「住んでみたい、そして住み続けたいと思えるまち“西都”」を基本理念に地方創生の取組みを進めてきたところであります。

しかしながら、急速に進む少子高齢化により、本市の人口は3万人を割り込み、高齢化率も上昇を続け、社会保障費の増大や地域活動の担い手不足など本市を取り巻く環境はますます厳しいものとなっており、さらに新型コロナウイルス感染症が市民生活や地域産業に大きな影響を及ぼしています。

今後も人口減少が見込まれている本市ですが、宮崎市へのアクセスの良さや自然環境、豊富な農畜産物に恵まれている本市の独自性を活かして、他とは違う「抜群に住みやすい」生活の舞台となることを目指し、今後8年間の本市のまちづくりの方向性を示す第五次西都市総合計画を策定したところであります。

本計画では、本市の目指すまちづくりの基本理念について、誰もがイメージすることができるよう「抜群に住みやすいまち・西都～癒しの風を感じる場所～」をまちの将来像とし、その「めざす姿」を実現するため、きめ細かな施策を展開していくこととしております。なかでも、安定した雇用の創出や移住・定住者の確保、子育て世代への支援、地域医療の充実、市民活動や地域経済を担う次世代の人材育成について特に力を入れて取り組むべき施策として位置付け、活力あるふるさとを未来につないでいくため様々な事業を進めてまいります。

今後、起こりうる社会情勢や経済情勢の急激な変化に対し柔軟に対応しながら行政運営の効率化を進め、市民の皆様をはじめ各関係団体の皆様とともに、誰もが幸せを感じることができる「抜群に住みやすいまち・西都」の実現に向けて努めてまいりますので、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い致します。

最後に、本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました西都市総合計画審議会委員並びに関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和3年7月

西都市長 橋 田 和 実

第1編 序 論 1

第1章 計画策定の目的	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 計画の策定と進行管理の方法.....	4
第1節 計画策定の方法	4
第2節 進行管理の方法	5
第4章 西都市の状況	6
第1節 市域の状況.....	6
第2節 人口の推移と推計	7
第3節 産業別就業人口	8
第5章 市民の意識・ニーズ	9
第1節 西都市の住みやすさ	9
第2節 西都市の強み・弱み	10
第3節 施策満足度.....	11
第6章 社会動向と西都市の課題.....	12
第1節 災害等に対するリスクマネジメントの強化	12
第2節 まち・ひと・しごととの創生・拡大.....	12
第3節 人口減少・少子高齢化時代の公的基盤の安定確保	13
第4節 地域における共助体制の強化・育成.....	13
第5節 国際化・情報化への的確な対応.....	13

第2編 基本構想 15

第1章 まちの将来像	16
第2章 政策目標	17
第3章 目標人口	20
第4章 施策の大綱	21
政策目標1 やすらぐ・西都 ～暮らしの基盤づくり	23
政策目標2 うみだす・西都 ～明日の産業づくり	26
政策目標3 ささえる・西都 ～健やかで温かな地域づくり	29
政策目標4 ひきだす・西都 ～心豊かにたくましく生きる人づくり	32
政策目標5 つながる・西都 ～市民協働のまちづくり	35
第五次西都市総合計画における重点施策について	36

第3編 基本計画..... 39

政策目標1 やすらぐ・西都 ～暮らしの基盤づくり.....	40
基本施策1-1 計画的な土地利用の推進.....	40
基本施策1-2 交通基盤の確保	42
基本施策1-3 美しい環境の保全	44
基本施策1-4 快適な住空間の形成.....	46
基本施策1-5 暮らしの安全の確保.....	48
政策目標2 うみだす・西都 ～明日の産業づくり.....	50
基本施策2-1 農業の振興.....	50
基本施策2-2 林業の振興.....	53
基本施策2-3 漁業の振興.....	55
基本施策2-4 商工業の振興	56
基本施策2-5 観光の振興.....	59
政策目標3 ささえる・西都 ～健やかで温かな地域づくり.....	61
基本施策3-1 子ども・子育て支援の充実.....	61
基本施策3-2 高齢者支援の充実	64
基本施策3-3 障がい者福祉の充実.....	66
基本施策3-4 地域福祉・社会保障の充実.....	68
基本施策3-5 健康づくりの推進	70
政策目標4 ひきだす・西都 ～心豊かにたくましく生きる人づくり	72
基本施策4-1 学校教育の充実	72
基本施策4-2 生涯学習の充実	75
基本施策4-3 スポーツの振興	77
基本施策4-4 歴史・文化が映えるまちづくり	78
基本施策4-5 人権尊重のまちづくり.....	79
政策目標5 つながる・西都 ～市民協働のまちづくり.....	81
基本施策5-1 縁づくりの推進	81
基本施策5-2 行財政の健全な運営.....	83

第4編 資料編..... 85

総合計画策定フロー図	86
第五次西都市総合計画策定組織の検討の経緯（時系列）	87
西都市総合計画審議会委員	88
諮 問	89
答 申	90
西都市総合計画策定条例.....	91

1

第1編 序 論

第1章 計画策定の目的

第2章 計画の構成と期間

第3章 計画の策定と進行管理の方法

第4章 西都市の状況

第5章 市民の意識・ニーズ

第6章 社会動向と西都市の課題

第 1 章 | 計画策定の目的

わが国では、平成 20 年を境に総人口が減少に転じており、地方においても人口減少・少子高齢化を前提とした持続可能なまちづくりが求められる時代となっています。

このため、西都市では「第四次西都市総合計画（基本構想・前期基本計画）」（平成 23 ～平成 27 年度）、同後期基本計画（平成 28 ～令和 2 年度）に基づき、地域の雇用の創出、積極的な移住促進、子育て支援の充実などを通じて人口減の抑制に取り組むとともに、特別史跡公園西都原古墳群に代表される地域資源を活用した交流人口拡大、さらには、市民が安心して暮らせる福祉の充実などに努めてきました。

また、令和元年度には、「第 2 期さいと未来創生総合戦略」を策定し、「住んでみたい、そして住み続けたいと思えるまち“西都”」を基本理念に、分野横断的に、特に力を入れて取り組むべき 3 つの重点政策目標を位置づけ、産業を強靱化し、子育て支援、定住促進を図り、活力あるふるさとを未来につないでいくことを目指しています。

一方で、昭和 35（1960）年に 5 万人を超えていた人口は、令和 2（2020）年には 3 万人を割り込むとともに高齢化率は 40% に迫り、社会保障費の増大や経済成長の鈍化、地域におけるコミュニティの弱体化など、市政運営や市民生活に大きな影響を与えることが懸念されます。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延により、まちづくりのあらゆる場面で「新しい生活様式」による衛生管理の徹底が求められます。

第五次西都市総合計画は、こうした社会動向の中で、人口減少基調にあっても、今を生きる市民が安心していきいきと暮らすことができるよう、本市がめざす将来像と、生活環境、産業振興、福祉、教育といった各分野において取り組むべき施策の方向を定め、PDCA サイクルのもと、政策・事業を着実に推進していくために策定します。

交流人口：

観光などでその地域に訪れ、交流する人のこと。その地域に住んでいる人、定住人口に対する概念である。

新型コロナウイルス感染症：

2019 年に発生したウイルス感染症で、確立された治療法がないため、2021 年現在においても世界的に流行し、まん延防止のため、人々の往来や経済活動の制限が続けられている。国際正式名称は COVID-19（コビッド・ナインティーン）。

新しい生活様式：

確立された治療法がない新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の罹患を防止するため、「3 密」（密集・密接・密閉）を避けるなど、政府が呼びかけ、国民が実践する生活様式。

第2章 | 計画の構成と期間

第五次西都市総合計画は、西都市のまちづくり全体の基本的な方向を示す市の最上位計画で、基本構想、基本計画、実施計画で構成します。

策定にあたっては、令和2年度策定の「西都市国土強靱化地域計画」、令和元年度策定の「第2期さいと未来創生総合戦略」をはじめ、関連計画との整合を図ります。

西都市総合計画の構成



基本構想は、将来都市像と、まちづくりの基本目標や基本政策を示すものです。計画期間は、令和10（2028）年度までの8年間とします。



基本計画は、基本構想で掲げた政策目標を実現するために、分野ごとの個別施策を体系的に示すものです。前期基本計画の期間は、令和6（2024）年度までの4年間とし、期間満了により令和10（2028）年度までの後期基本計画を策定します。



基本計画に基づく事業を位置づけるものです。計画期間は3年間とし、毎年度見直しを行います。
なお、実施計画については、別途、策定します。

計画期間

西暦（年度）	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
令和（年度）	3	4	5	6	7	8	9	10
基本構想	8年間							
基本計画	4年間（前期）				4年間（後期）			
実施計画	3年間			毎年度見直し				
		3年間						
			3年間					

第 3 章 | 計画の策定と進行管理の方法

本計画の策定と進行管理の方法は、以下の通りです。

第 1 節 計画策定の方法

計画策定にむけた基礎資料とするため、令和元年 5～6 月に、市民、転入者、転出者、市内の高校に通う高校生を対象に、まちづくりに対する満足度や施策ニーズなどに関するアンケート調査を実施しました。

また、学識経験者や公共的団体の役員及び職員などで構成される西都市総合計画審議会で審議を行い、多方面からの知見の反映に努めました。

さらに、パブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

アンケート調査の実施状況

対 象	市 民	転入者	転出者	高校生
調査方法	郵送法	郵送法	郵送法	学校での 配布・回収
配布数	3,000 票	500 票	500 票	723 票
回収数	809 票	125 票	96 票	700 票
回収率	27.0%	25.0%	19.2%	96.8%

総合計画審議会の開催状況

	日 時	内 容
第 1 回審議会	令和 2 年 9 月 30 日	基本構想案について
第 2 回審議会	令和 2 年 11 月 16 日	基本計画案について
第 3 回審議会	令和 3 年 5 月 11 日	答申案について

パブリックコメントの実施状況

	内 容
意見募集対象者	(1) 市内に在住・在勤・在学の方 (2) 市内に事業所などを持つ法人その他の団体
意見募集期間	令和 3 年 1 月 13 日から 2 月 10 日まで
募集結果	意見なし

パブリックコメント：

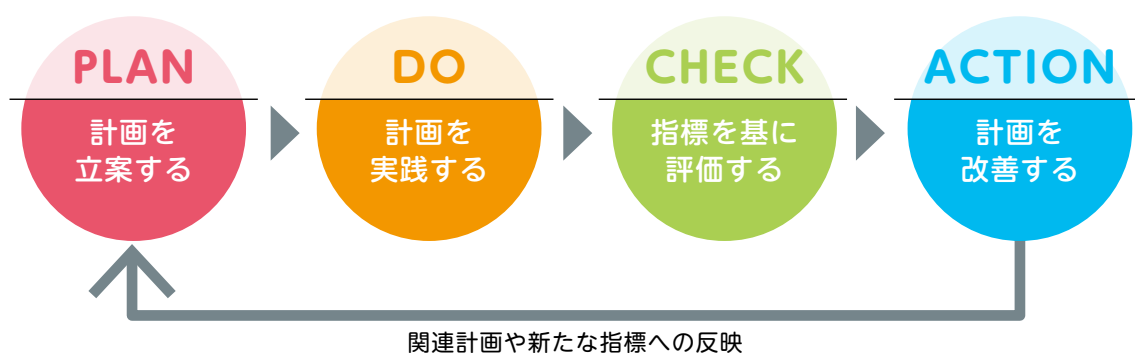
自治体の政策や計画等を決定する際に、その案を公表し、広く意見を募集する手続き。

第2節 進行管理の方法

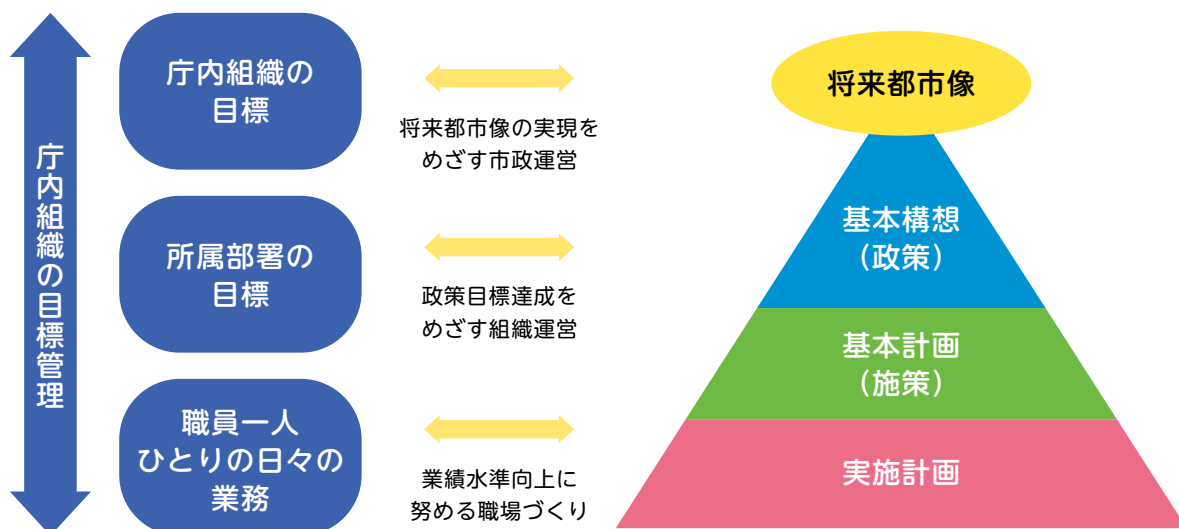
本計画は、庁内組織の目標管理と連動させながら、PDCA（「計画（Plan）」→「実行（Do）」→「評価（Check）」→「見直し（Action）」）サイクルによる評価・改善を行い、適切な進行管理に努めます。

各分野別施策やその施策のもとに体系化された事務事業の着実な推進を通じて、職員一人ひとりの日々の業務の向上につなげるとともに、所属部署や庁内組織全体の目標管理を通じて、政策・施策の効果的な推進に努めます。

PDCAサイクルによる推進



庁内組織の目標管理と総合計画の関係



第 4 章 | 西都市の状況

第 1 節 市域の状況

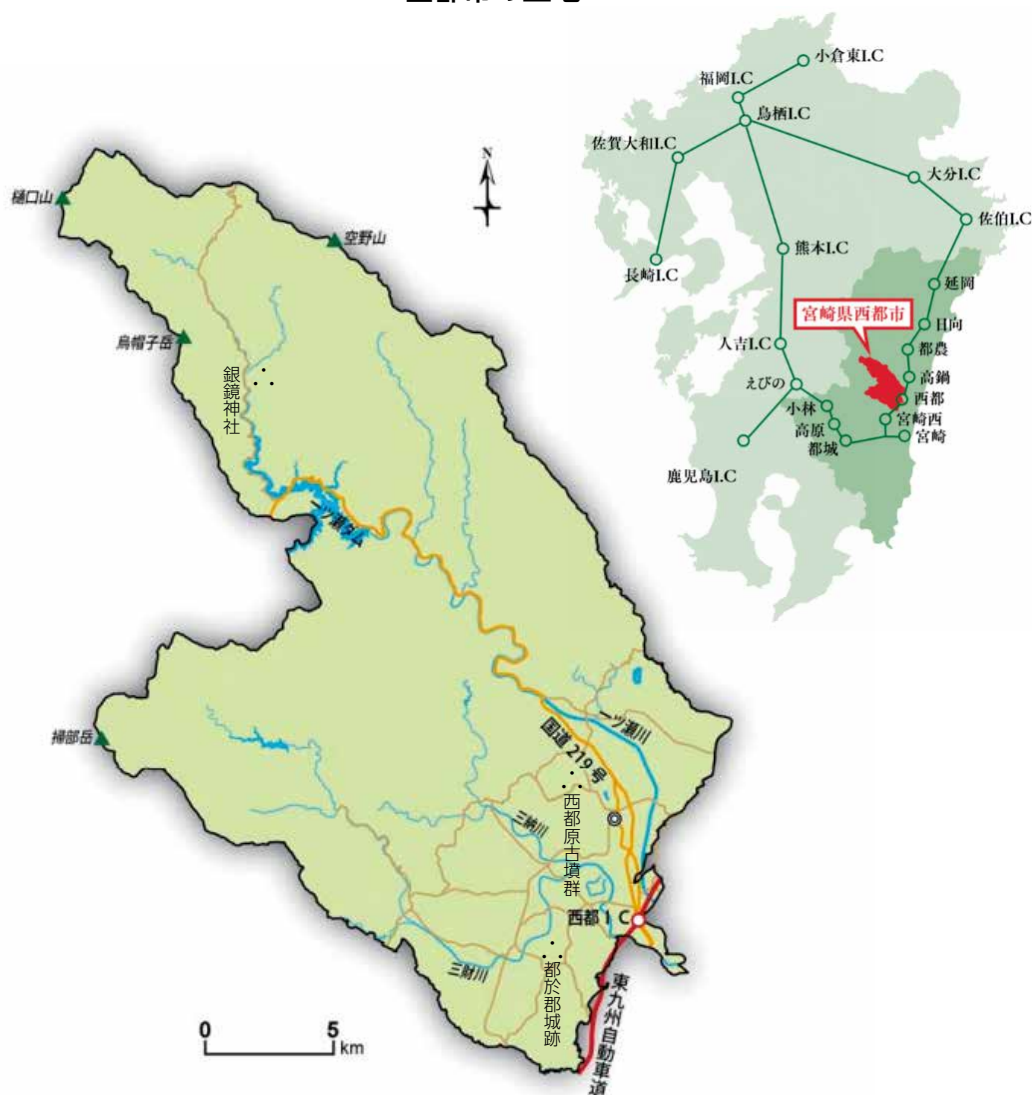
西都市は、宮崎県中央部の田園都市で、市域の 7 割以上が九州山地の森林地帯となっており、東南部の平野・台地に農地が広がり、市街地が発達しています。

広大な台地の上に 300 基以上もの古墳が確認される特別史跡「西都原古墳群」や、日向国の戦国大名伊東氏 48 城の本城「都於郡城跡」などの史跡、国指定重要無形民俗文化財である銀鏡神楽、下水流臼太鼓踊などの民俗芸能が多く遺る、歴史ロマンあふれるまちです。

ピーマンやスイートコーン、ニラ、完熟マンゴーなどの園芸作物を中心に、コメや畜産も盛んな営農地域で、東米良地域ではゆずが特産品となっています。

県都宮崎市に隣接し、市民の 2 割が通勤・通学するベッドタウンとしての性格も有するほか、東九州自動車道西都 I C があり、平成 27 年の九州一周化により交通網の充実が図られています。

西都市の立地

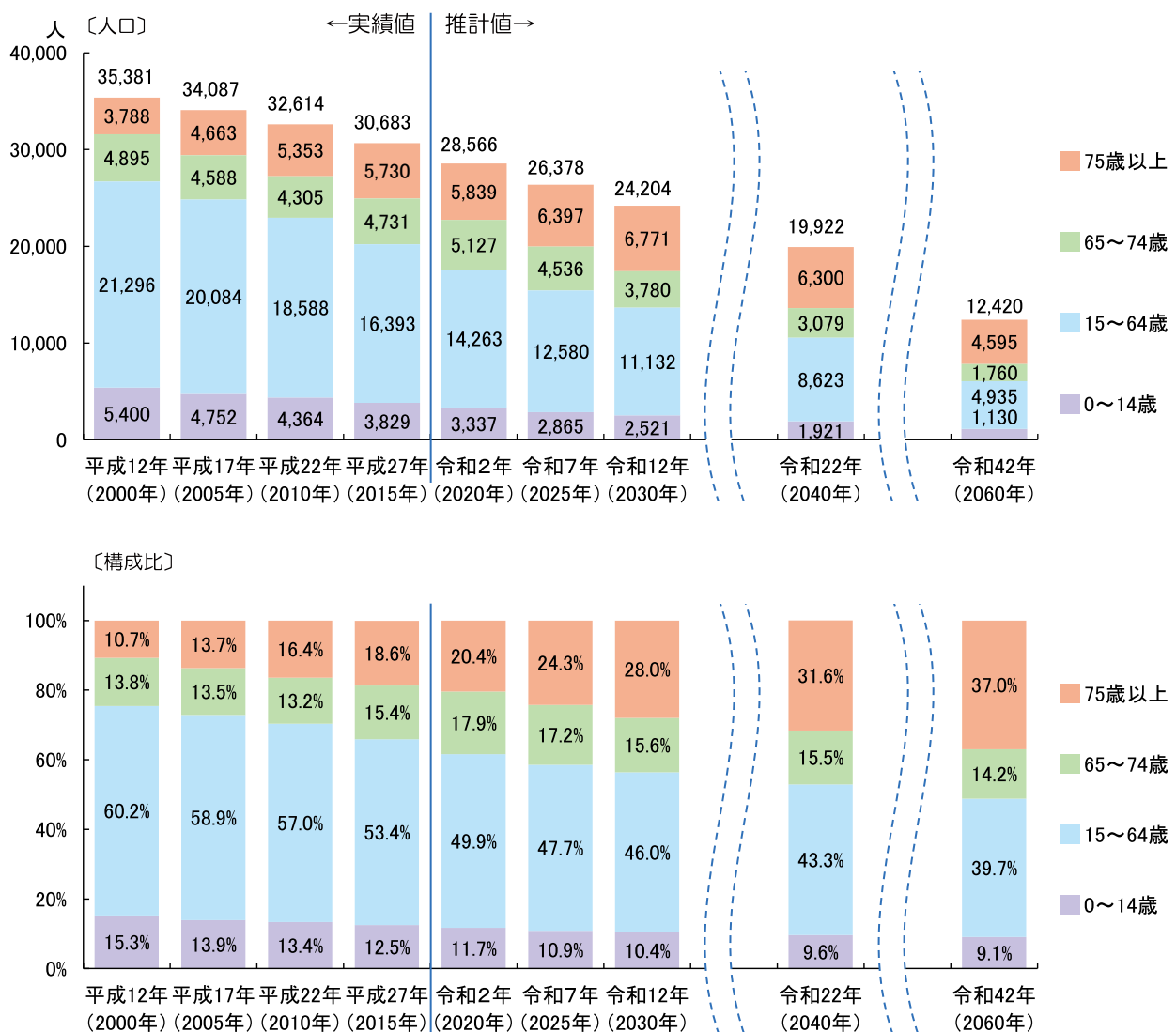


第2節 人口の推移と推計

本市の令和2年10月1日現在の人口（国勢調査人口に基づく推計値）は28,566人で、0～14歳の構成比が11.7%、15～64歳が49.9%、65歳以上が38.3%（うち75歳以上が20.4%）となっています。

人口減少対策を実施しなかった場合、国立社会保障・人口問題研究所によると、令和22年には約20,000人に、令和42年には12,000人台にまで減少し、高齢化率も令和42年には50%を超えると推計されています。

人口の推移と推計



資料：国勢調査（各年10月。令和2年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計値）

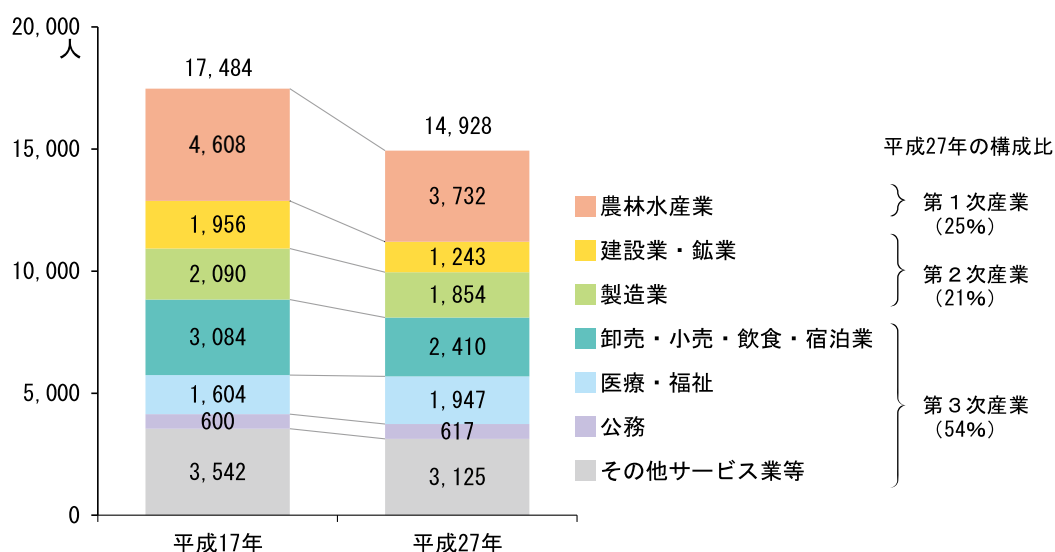
※年齢不詳が、平成12年に2人、22年に4人ある。

第 3 節 産業別就業人口

平成 27 年国勢調査によると、本市の就業者は 14,928 人で、10 年さかのぼった平成 17 年の 17,484 人から 1 割以上減少しています。産業区分別の構成比は、第 1 次産業が 25%、第 2 次産業が 21%、第 3 次産業が 54%となっています。

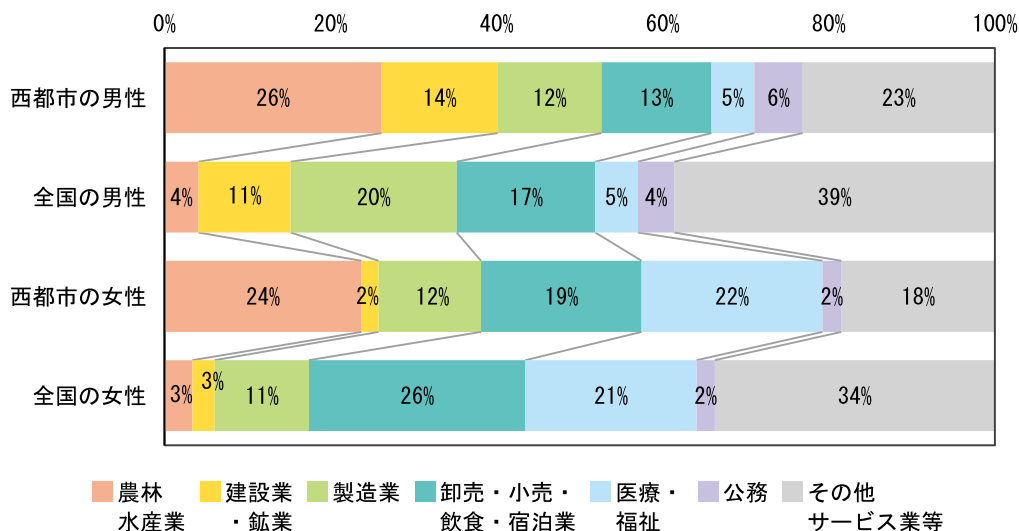
構成比を男女別に細かく見ると、男女とも、農林水産業の就業割合が全国平均より高く、「その他のサービス業等」の割合が低くなっているほか、男性の製造業、女性の卸売・小売・飲食・宿泊業の割合も全国平均より低いところに本市の特徴があります。

産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

男女別の産業別就業割合の全国比較（平成 27 年）



資料：国勢調査

第5章 | 市民の意識・ニーズ

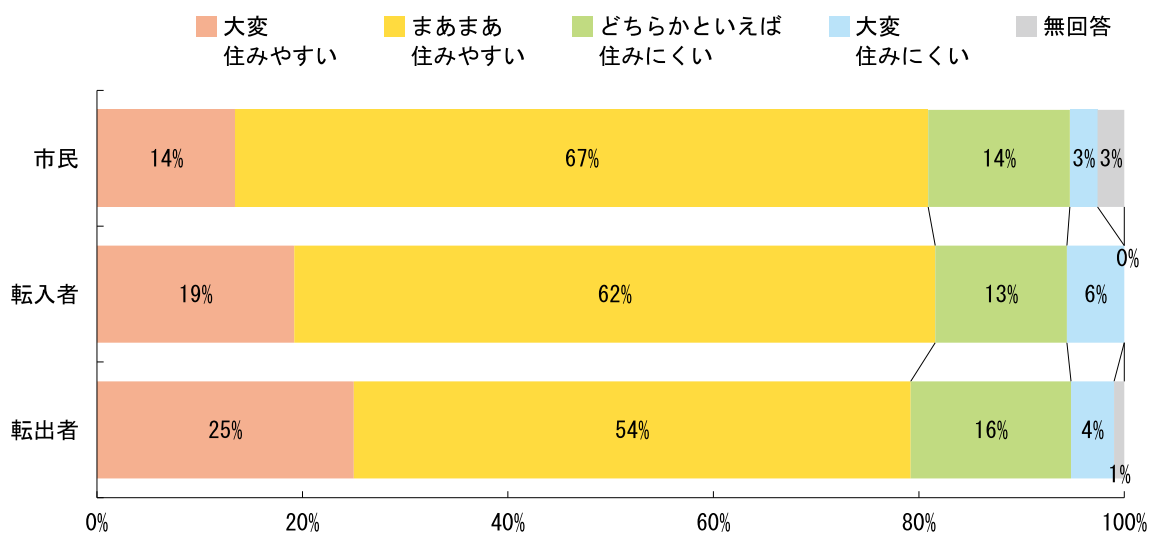
アンケート調査の結果及び分析は、以下の通りです。

第1節 西都市の住みやすさ

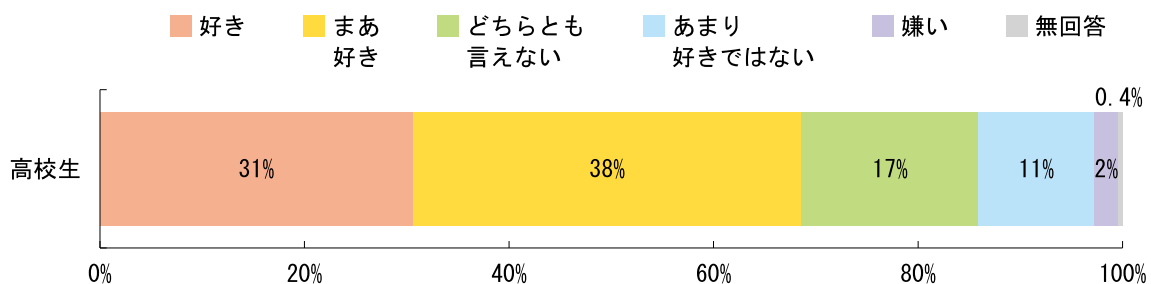
西都市の住みやすさを4段階の尺度でお聞きしたところ、市民、転入者、転出者ともに、約8割が「住みやすい」（「まあまあ住みやすい」を含む）と回答しており、おおむね良い評価が得られていると言えます。

また、高校生に5段階尺度で西都市が好きかをたずねたところ、「好き」（「まあ好き」を含む）が約7割、「どちらとも言えない」が2割弱で、「あまり好きではない」・「嫌い」はあわせて1割程度と少ない状況です。

西都市の住みやすさ



西都市が好きか

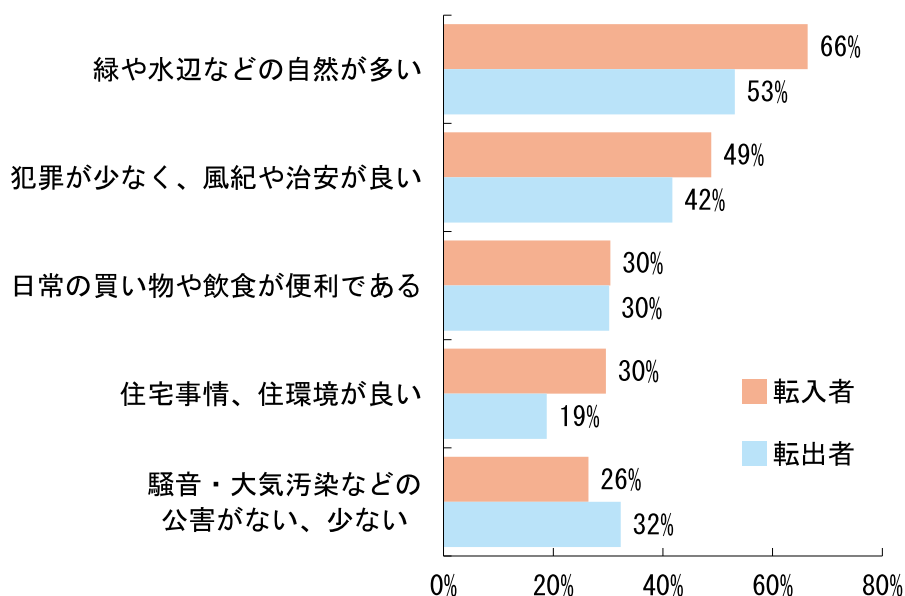


第2節 西都市の強み・弱み

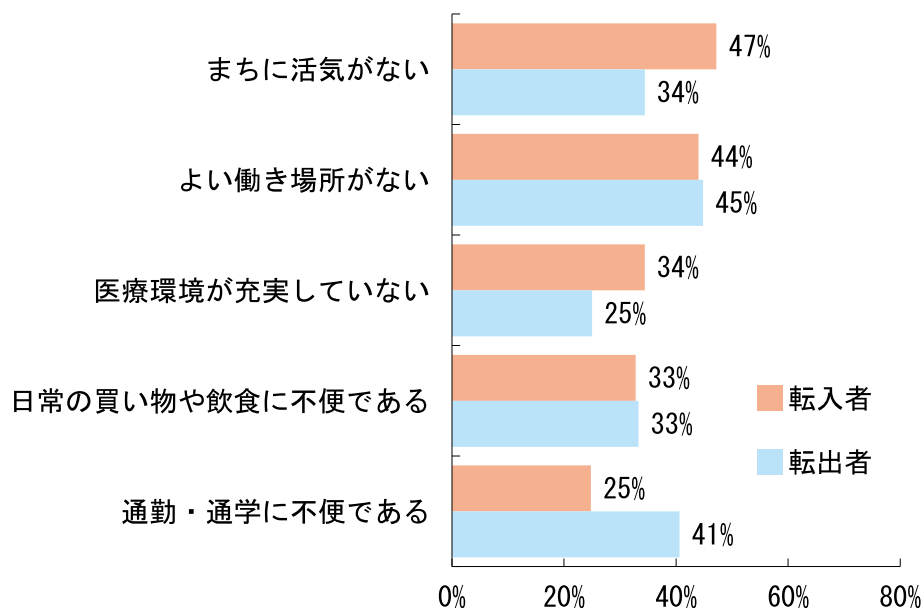
転入者、転出者が西都市を住みやすいと思う理由は、自然環境や治安が上位にあがっています。一方、住みにくいと思う理由をたずねたところ、まちの活気や働き場所、医療環境などが上位にあがりました。

こうした結果を受け、市の強みを伸ばし、弱みを改善するまちづくりを進めることが求められます。

住みやすいと思う理由



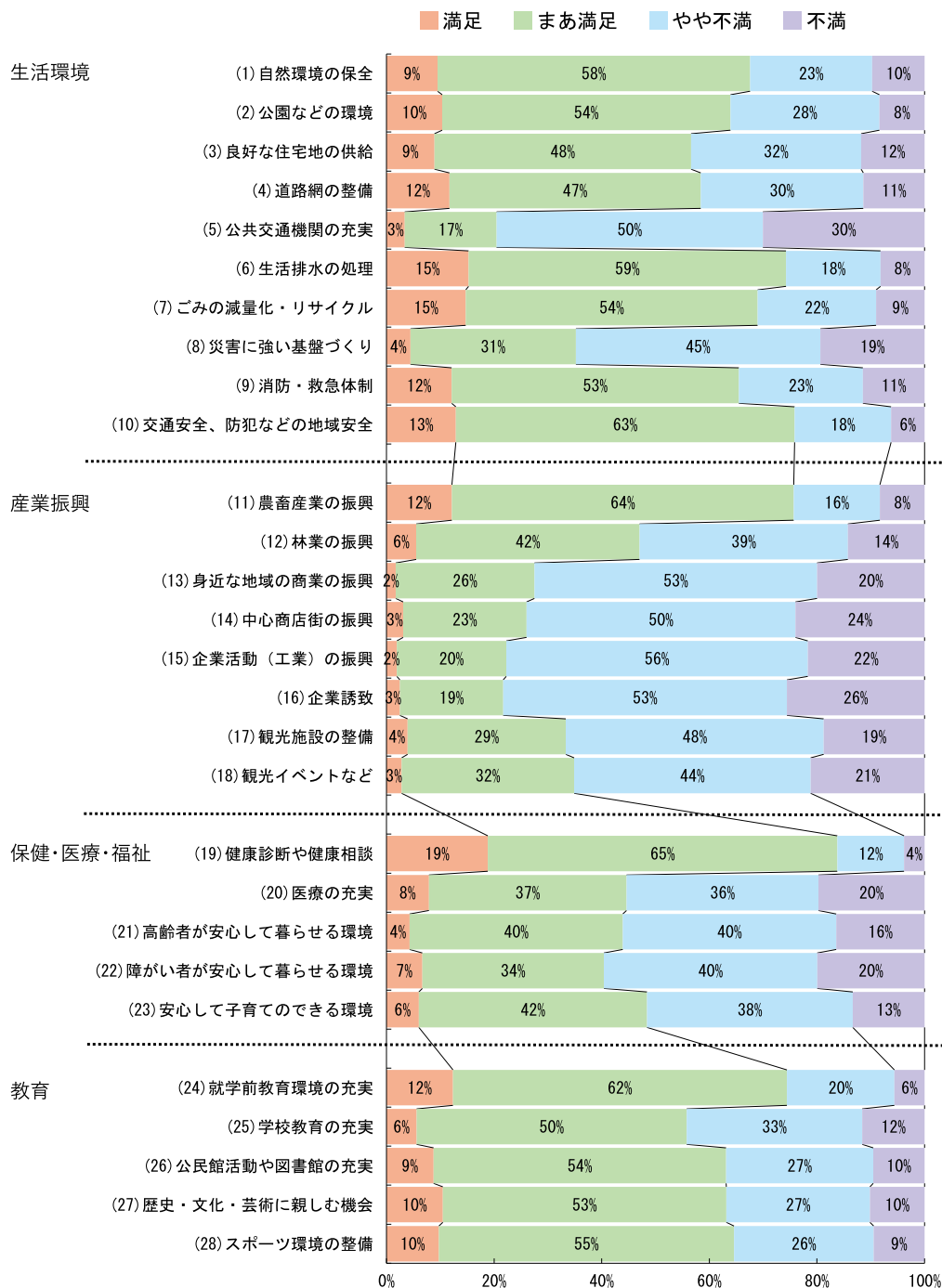
住みにくいと思う理由



第3節 施策満足度

市民の施策分野ごとの満足度をみると、公共交通と防災以外の生活環境分野と教育分野で満足度が高く、農林業振興以外の産業振興分野、保健以外の保健・医療・福祉分野で満足度が低い傾向がみられます。市自らできることと市民の協力が必要なことがあります、各施策分野の満足度が高まるよう、市民のニーズに沿った個別施策を推進していくことが求められます。

市民の施策分野ごとの満足度



※それぞれの選択肢で「どちらともいえない」と無回答分を除いて再集計している。

第 6 章 | 社会動向と西都市の課題

近年の社会動向と、それを踏まえた西都市のまちづくりの課題は、以下の通りです。

第 1 節 災害等に対するリスクマネジメントの強化

新型コロナウイルス感染症の世界的まん延は、市民生活に深刻な影響を及ぼしています。

これまで、マスクや消毒液などの資機材確保、対人距離確保（ソーシャル・ディスタンス）による「三つの密」（密閉・密集・密接）の回避、患者受け入れ医療機関や検査機関の確保、患者・濃厚接触者の隔離、移動の自粛などが行われてきましたが、今後は、感染拡大防止と社会活動の共存を前提とした「新しい生活様式」の普及を図り、まちづくりのあらゆる場面で衛生管理を徹底していくことが求められます。

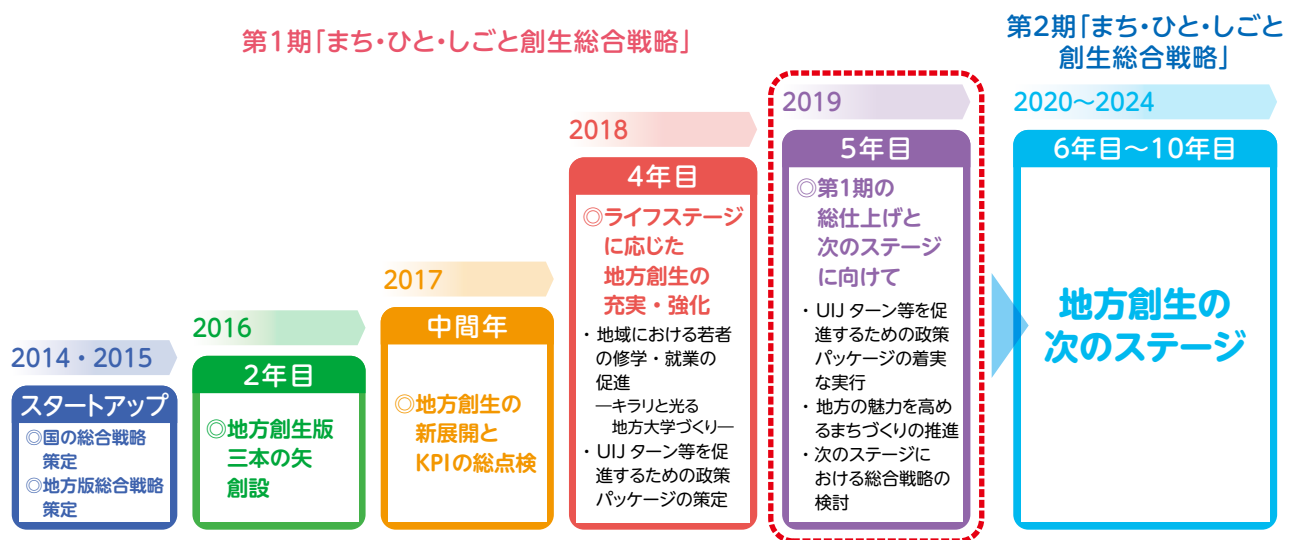
また、南海トラフ巨大地震など大規模災害をはじめとする非常事態に備えるため、ハード・ソフト両面から、リスクマネジメントを強化していく必要があります。

第 2 節 まち・ひと・しごと創生の拡大

地方の人口減の抑制を図るため、しごとを創り、ひとを呼び込み、まちを豊かにする地方創生の取り組みが進められており、本市においても、平成 27 年度から「さいと未来創生総合戦略（第 1 期・第 2 期）」を策定・推進しています。

人口減少対策及び地域活力の好循環を生み出していくため、移住・定住施策や産業育成策を進めることが求められます。

国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の流れ



資料：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

南海トラフ巨大地震：

駿河湾から紀伊半島の南を経て日向灘沖までの海底の溝状の地形を形成する区域である「南海トラフ」で発生するマグニチュード 8 クラス以上のプレート型巨大地震。過去に周期的に発生しており、近い将来、発生すると予測されている。

第3節 人口減少・少子高齢化時代の公的基盤の安定確保

我が国は、平成20年から人口減少時代に突入しており、人口は、今後10年で約500万人減少するものと推計されています。平成28年に100万人を割った出生者数は、令和11年には80万人前後にまで落ち込み、高齢化率も上昇を続け、国ベースでも3人に1人が高齢者という時代が間近に迫っています。

全域が中山間地域となる本市においては、地域産業を維持していくための人材の確保・定着がますます重要な課題となるとともに、社会保障費の伸びを抑えながら、医療や介護・福祉を安定して提供していくことが求められます。

また、人口減基調に沿ったインフラの規模適正化（ダウンサイジング）を念頭に置きながら、既存の公共基盤は予防保全型の長寿命化を行って財政負担の適正化に努めるとともに、居住と都市機能の誘導を目指した経済効率の高いコンパクトなまちづくりを進めていくことが求められます。

第4節 地域における共助体制の強化・育成

自治会などの地域活動は、地域の生活課題の解決や活性化に自主的に対応し、大きな役割を果たしていますが、人口減少や生活範囲の広域化により組織力が徐々に弱まっている状況です。この地域活動の役割は重要であり、地域における共助を維持するためには、組織の継承・発展を図ることが求められます。

また、次世代を担う人材が組織に加入し、地域の内外での多様な交流・協働活動によって地域活性化や地域課題の解決につながるよう、組織改革や自主的な再編等を促進し、地域における共助体制を強化・育成する必要があります。

第5節 国際化・情報化への的確な対応

我が国がバブル経済後の低成長時代に移行したのちも、開発途上国といわれる多くの国では急激な経済成長・人口増が続いており、インバウンド観光の隆盛、日本産農産物の輸出拡大、さらには外国人技能実習制度改正による外国人材受け入れの強化など、国際環境は大きく変化しています。

また、平成27年に国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されており、その達成にむけ、本市も基礎自治体として可能な取り組みを進めることが求められます。

まずは、この持続可能な開発目標を身近に感じることができるよう、本計画では、関連する開発目標を基本計画の各施策分野ごとに分類表示しております。このような取り組みを通して、市民レベルでのSDGsへの理解を深め、将来的には、本市における地域固有の課題解決や、特長を生かした発展に結びつく取り組みを推進していく必要があります。

一方、情報化に目を向けると、わが国では、IoT（Internet of Things）、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れてイノベーションを創出し、社会的課題を解決する「超スマート社会」（ソサエティ5.0）の実現をめざしており、身

近な生活レベルにおいても、これらの急速な発展が実感されます。新型コロナウイルス感染症のまん延により、「リモートワーク」や、情報端末 1 人 1 台充足を図る「GIGA スクール構想」も進展しており、本市においても、的確な対応を進める必要があります。

国連の持続可能な開発目標（SDGs）



資料：国際連合広報センター

インバウンド観光：

自国から外国へ出かける観光であるアウトバウンドに対し、外国人が訪れてくる観光のことを言う。近隣諸国の経済成長や海外旅行規制の緩和などを背景に、近年、訪日外国人客が急増している。

外国人技能実習制度：

「技能実習」や「研修」の在留資格で日本に在留する外国人が報酬を伴う技能実習、研修を行う制度。

持続可能な開発目標（SDGs）：

持続可能な開発目標（SDGs（エス・ディ・ジーズ））とは、Sustainable Development Goals（サステイナブル・ディベロップメント・ゴールズ）の訳語で、国連の行動計画「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に示された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

I o T（Internet of Things）：

様々なモノがインターネットに接続され、情報交換することにより利便性を高めるしくみ。

人工知能（AI：artificial intelligence）：

人工知能は、知的行動を人間に代わってコンピュータに行わせる技術。近年、自らの経験を元にディープラーニング（深層学習）を行う技術が急速に進化し、社会を大きく変革させている。

ビッグデータ：

巨大なデータベースを意味するが、近年、コンピュータの処理能力の向上と費用の低廉化により、例えば交通渋滞の傾向など、複雑なデータの傾向を多角的に分析することが可能となっており、各分野でデータセットを構築し、活用していくことが期待されている。

超スマート社会（ソサエティ 5.0（ゴテンゼロ））：

狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く社会として、国立研究開発法人産業技術総合研究所が提唱している社会モデル。人工知能などの革新技術により、これまで実現できなかったことを実現し、豊かな社会変革が図られるとされる。

リモートワーク：

通常の勤務先に出かけず、自宅など遠隔地で仕事を行うこと。電話や電子メールのほか、パソコンで音声と動画をリアルタイムにやり取りするテレビ会議・ウェブ会議システムを用いて打合せなどを行う。従来から使われてきた「テレワーク」のような在宅勤務のあり方と比べ、チーム就業的な色合いが強い。

G I G A（ギガ）スクール構想：

文部科学省が推進する情報化構想で、児童・生徒 1 人 1 台の情報端末の整備を柱に、授業準備や成績処理等の負担軽減にも資する統合型校務支援システムの導入、高速大容量の通信ネットワークの整備など、学校の情報化を推進していくもの。

2

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 政策目標

第3章 目標人口

第4章 施策の大綱

第1章 | まちの将来像

本計画では、西都市の目指すまちづくりの基本理念について、誰もがイメージすることができるよう「抜群に住みやすいまち・西都～癒しの風を感じる場所～」をまちの将来像とします。

将来像とは、計画に掲げる施策を進めることにより目指すまちの姿です。

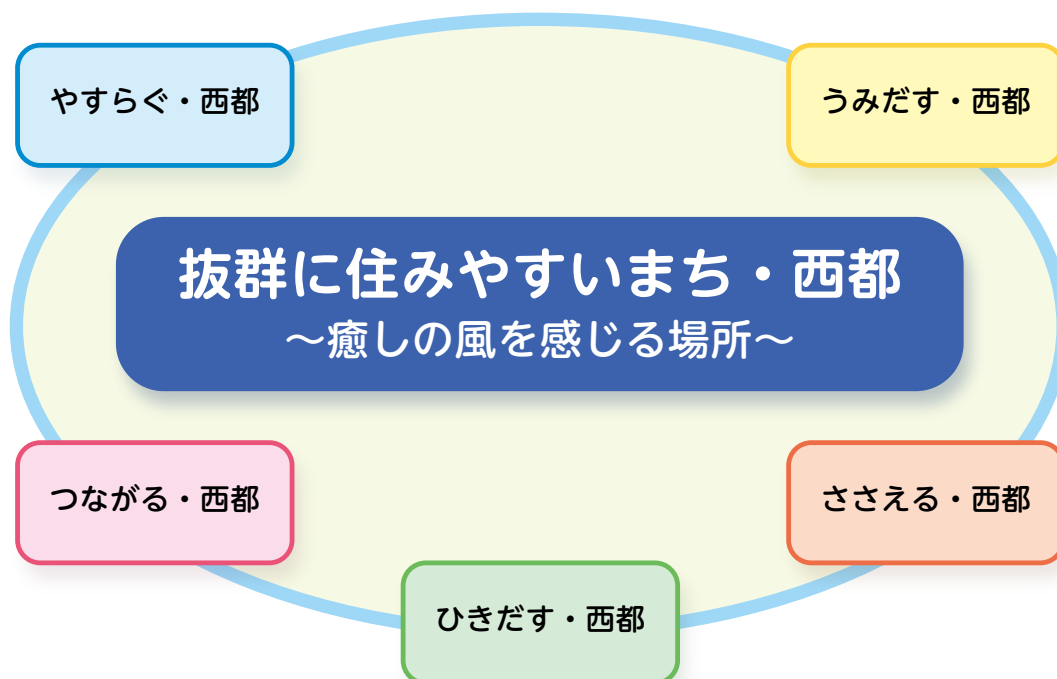
今後も人口減少の見込まれている本市では、右肩上がりに成長・拡大する地域社会・地域経済を望むことは難しいですが、これからも、多くの人々が暮らし、子どもたちが生まれ、成長していきます。

そんな未来を生きる市民が、ゆったりとした気持ちで、思い思いのライフスタイルでいきいきと輝く、本市の独自性を活かした、他とは違う「抜群に住みやすい」生活の舞台となることを目指していきます。

「癒しの風」という言葉には、豊かな自然と悠久の歴史が育んできた西都の風土、そして、そこで繰り広げられる魅力的なまちづくりの営みという意味を含めています。

成熟時代の一地方都市として、市民一人ひとりが、ふるさとの心地よい風を感じながら、みんなが活躍し、みんなで共感できるふるさとを築いていきます。

まちの将来像



第2章 | 政策目標

まちの将来像を実現するために、「政策目標」を以下の通り掲げます。

政策目標1 やすらぐ・西都 ～暮らしの基盤づくり

私たちは、暮らしの基盤づくりを進め、「やすらぐ・西都」を創ります。

めざす姿

住宅・事業所・公共施設などの定住基盤と農地・山林が機能的に配置され、人や環境にやさしいインフラが充足した美しい住空間のもと、ゆったりした気持ちで過ごすワーク・ライフ・バランスのよい生活が実現しています。

事件・事故を未然に防げる人のつながりがあり、大規模災害が起こっても都市機能を麻痺させず、日常活動の早期再開が図れるよう、地域の強靱化が進められています。

政策目標2 うみだす・西都 ～明日の産業づくり

私たちは、明日の産業づくりを進め、「うみだす・西都」を創ります。

めざす姿

安全でおいしい食材、精巧で英知に富んだ商品、洗練された付加価値の高いサービスを内外の市場に安定的に供給する地域産業が、日々、地道な努力を重ね、成果を積み上げています。

新規採用者、新規参入者が情熱を持ち続けながら、十分なビジネススキルを獲得できるよう、教え、育つしくみが確立しています。また、加齢や病気などにより、かつての働きができなくなっても、力を発揮できる環境があります。

ワーク・ライフ・バランス：

働く全ての人々が、仕事と仕事以外の生活との調和をとり、その両方を充実させる働き方、生き方。

政策目標3 ささえる・西都 ～健やかで温かな地域づくり

私たちは、健やかで温かな地域づくりを進め、「ささえる・西都」を創ります。

めざす姿

保育所、介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所、医療機関など、保健・医療・福祉に携わる人材が確保・育成され、支援が必要な人が安心して生活できます。

市民一人ひとりが自身の健康づくりに積極的に取り組み、ボランティアによる温かな支援ときめ細かな公的サービスに支えられ、誰もが地域でいきいきと生活しています。

政策目標4 ひきだす・西都 ～心豊かにたくましく生きる人づくり

私たちは、心豊かにたくましく生きる人づくりを進め、「ひきだす・西都」を創ります。

めざす姿

家庭、学校、地域が一体となって、一人ひとりの力を引き出し、何事にも意欲的に挑戦する人づくりが進められ、市民は、信頼できる人間関係を築き、互いに尊重しあい、自分に誇りを持っています。

地域の自然・歴史・文化を生かして、市民一人ひとりが学び、スポーツを楽しみ、その成果が豊かな地域づくりにつながっています。

政策目標5 つながる・西都 ～市民協働のまちづくり

私たちは、市民協働のまちづくりを進め、「つながる・西都」を創ります。

めざす姿

日常の小さなあいさつ・声かけから、世界の人々との交流まで、西都を舞台に繰り広げられる多種多彩な地域活動・市民活動を通じて、かけがえのないつながりが生まれています。

難しい地域課題に市民と行政が共に向きあい、知恵を絞って解決策を導いています。

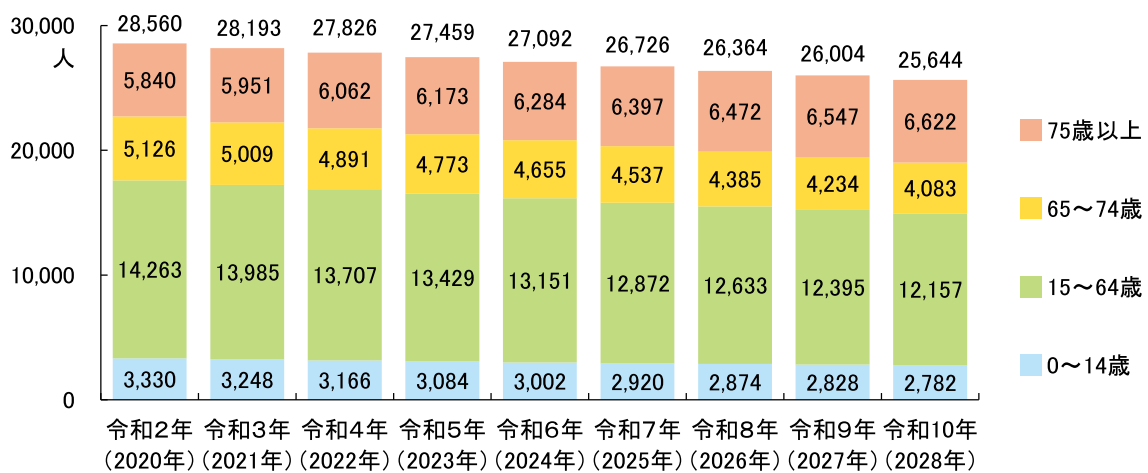
第3章 | 目標人口

本計画では、計画の最終年度である令和10（2028）年の目標人口を25,600人台とします。

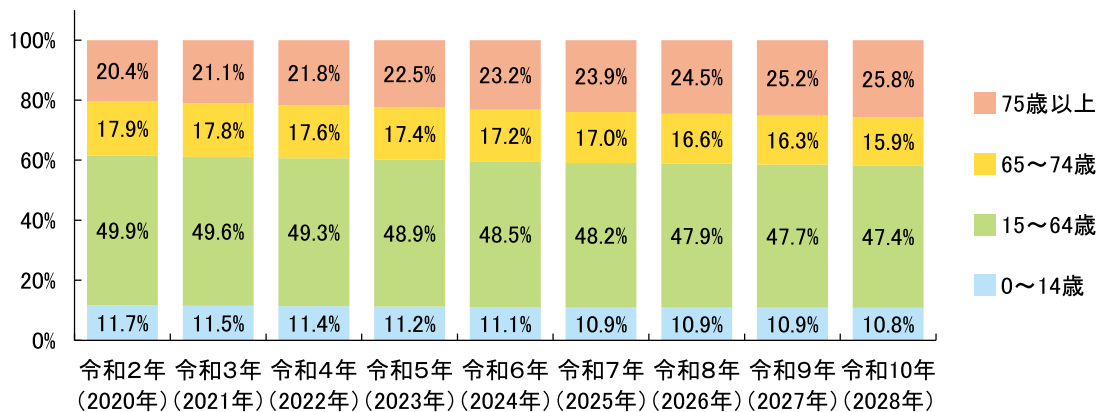
人口減少、少子高齢化は今後も避けて通れませんが、著しい減少は市民生活や市の財政に多大な負担が生じることから、地方創生に積極的に取り組み、移住・定住者を確保しつつ、人口減の抑制を図っていきます。

目標人口

〔人口〕



〔構成比〕



※目標人口は、「第2期さいと未来創生総合戦略」による。ただし、同戦略では令和7年、12年と5年おきの目標を定めているため、中間年は均等に按分して算出・設定している。

第4章 | 施策の大綱

政策目標ごとに、22の基本施策を定めます。施策の大綱は以下の通りです。

政策目標	基本施策	主要施策
やすらぐ・西都 ～暮らしの基盤づくり	計画的な土地利用の推進	① 適正な土地利用と機能配置の促進 ② 未利用・低利用地の有効活用 ③ 地籍調査の推進
	交通基盤の確保	① 広域交通網の充実 ② 市道・林道の整備・長寿命化の推進 ③ 持続可能な公共交通体系の構築
	美しい環境の保全	① 自然環境・景観の保全活動の推進 ② 資源循環型社会づくりの推進 ③ 生活排水の適正処理の推進 ④ 温室効果ガス削減とエネルギーの有効活用
	快適な住空間の形成	① 良質な住宅の確保 ② 公園・緑地の充実 ③ 水道の安定確保 ④ 地域環境の整備と保全 ⑤ 情報通信基盤の充実
	暮らしの安全の確保	① 地域の強靱化の推進 ② 危機管理体制の強化 ③ 消防・救急の充実 ④ 交通安全の推進 ⑤ 地域安全の推進
うみだす・西都 ～明日の産業づくり	農業の振興	① 担い手・後継者の確保 ② 営農体制の強化 ③ 生産基盤の整備 ④ 高品質な農畜産物の安定生産の促進 ⑤ 高付加価値化の促進 ⑥ 安全・安心な生産・出荷と需要の喚起 ⑦ 現状に応じた営農継続の振興
	林業の振興	① 担い手・後継者の確保 ② 森林の適切な経営管理の推進 ③ 木材・林産物の利活用の推進
	漁業の振興	① 内水面漁業の振興
	商工業の振興	① 新型コロナからの経済回復 ② 創業支援・事業承継の促進 ③ 企業立地の促進 ④ 魅力的な買い物環境づくり ⑤ 経営安定化の促進 ⑥ いきいきと働ける環境づくり
	観光の振興	① 観光資源の磨き上げ ② 観光イベントの活性化 ③ スポーツランド構想の推進 ④ テーマ別観光の推進 ⑤ 観光需要の喚起・回復

政策目標	基本施策	主要施策
ささえる・西都 ～健やかで温かな 地域づくり	子ども・子育て支援の充実	① 不妊症支援の充実 ② 妊娠期からの切れ目ない子育て支援 ③ 子育てに関する経済的支援の充実 ④ 地域ぐるみの子育て支援の推進 ⑤ ひとり親家庭等への支援の充実
	高齢者支援の充実	① 生きがいづくり・健康づくりの促進 ② 介護保険の充実 ③ 高齢者が生活しやすい環境づくり
	障がい者福祉の充実	① 多様な日中活動の支援 ② 安心して暮らせる環境づくり ③ 療育・発達支援の充実
	地域福祉・社会保障の充実	① 地域共生社会づくりの推進 ② 生活困窮者支援の充実 ③ 権利擁護の推進 ④ 年金による生活安定の促進 ⑤ 保健・医療・福祉の人材の育成・確保
	健康づくりの推進	① 健康意識の啓発と人材の育成 ② 生活習慣病等の予防対策の推進 ③ 心の健康づくりの推進 ④ 感染症予防の推進 ⑤ 地域医療体制の確保
ひきだす・西都 ～心豊かに たくましく生きる 人づくり	学校教育の充実	① 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成 ② 教職員の資質向上 ③ 地域とともにある学校づくりの推進 ④ 充実した教育環境づくりの推進 ⑤ 特別支援教育の推進 ⑥ 不登校等の諸課題への的確な対応 ⑦ 高校との連携の促進
	生涯学習の充実	① 学習環境づくりの推進 ② 地域に根差した学習活動の活性化 ③ 読書活動の推進 ④ 青少年活動の推進
	スポーツの振興	① スポーツ活動への支援の推進 ② スポーツ環境の確保・充実
	歴史・文化が映えるまちづくり	① 文化財の保存・活用 ② 芸術・文化活動への支援の推進
	人権尊重のまちづくり	① 人権教育・啓発の推進 ② 男女共同参画の促進 ③ 権利擁護体制の充実
つながる・西都 ～市民協働のまちづくり	縁づくりの推進	① 地域人口対策の推進 ② シティプロモーションの推進 ③ 国際交流・地域間交流の促進 ④ 地域活動・市民活動の活性化
	行財政の健全な運営	① きめ細かな広報・広聴の推進 ② 組織力の向上 ③ 市民本位の行政サービスの提供 ④ 公共施設等総合管理計画の推進 ⑤ 健全な財政運営の推進 ⑥ 広域行政の推進

政策目標1 やすらぐ・西都 ～暮らしの基盤づくり

基本施策1-1 計画的な土地利用の推進

めざす姿 環境保全と生活の営みの両立を図る、土地の賢い利用が進められている。

土地は、開発により、居住や産業に利用していくことが不可欠ですが、無秩序な乱開発で貴重な自然を失ったり、耕作放棄・山林荒廃などの未利用・低利用を招かないよう、計画的に利用を進めることが重要です。

このため、賑わいを創出するエリアや拠点、良質な住宅を供給する地域、保全する農地・森林が調和した土地利用を推進しながら、インフラの長寿命化・更新や未利用・低利用地対策を進め、持続的発展が可能な都市機能の発揮に努めます。

また、土地の所有関係を明らかにし、利活用につなげる地籍調査を推進します。

主要施策

- ①適正な土地利用と機能配置の促進
- ②未利用・低利用地の有効活用
- ③地籍調査の推進

基本施策1-2 交通基盤の確保

めざす姿 交通の利便性が確保され、暮らしや観光を支えている。

交通基盤は、快適な暮らしや産業の活性化のための必須条件です。

市民や訪問客にとって欠かせない公共交通は、国・県や広域市町村、事業者と協働し、維持・確保・充実に努めます。

道路については、諸地域との移動時間短縮につながる幹線道路網の整備を引き続き促進するとともに、市道、林道の計画的な整備・橋梁等道路施設の長寿命化に努めます。

主要施策

- ①広域交通網の充実
- ②市道・林道の整備・長寿命化の推進
- ③持続可能な公共交通体系の構築

地籍調査：

一筆ごとの土地について、所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界（筆界）と面積（地積）を測量する調査。地籍調査が行われていない地域では、明治時代の地租改正時に作成された地図や情報を基として、登記に関する情報が作成され、現在も用いられており、登記簿に記載された土地の面積が正しくなかったり、図面に記載されている土地の位置や形状が不正確であったりする場合があるため、地籍調査を行っている。

基本施策1-3 美しい環境の保全

めざす姿

資源の有効活用や水・エネルギーの循環により、生態系や美しい景観が保全されている。

かけがえのない生態系や、美しい景観を次世代に引き継いでいくために、市民の協力を得ながら、自然環境・景観の保全活動を推進するとともに、ごみの排出をできるだけ抑制し、極力再利用する資源循環型社会づくりと、川・海の汚染を防止する生活排水の適切な処理を進めます。

また、温室効果ガス削減の啓発・実践に努めるとともに、エネルギーの有効活用を一層推進します。

主要施策

- | | |
|------------------|----------------------|
| ①自然環境・景観の保全活動の推進 | ②資源循環型社会づくりの推進 |
| ③生活排水の適正処理の推進 | ④温室効果ガス削減とエネルギーの有効活用 |

基本施策1-4 快適な住空間の形成

めざす姿

快適な生活基盤が整い、着実な定住に結びついている。

市民が安心・快適にゆったりと暮らし続けられるよう、また、市外から本市に移住したいと思えるよう、空き家の活用や住宅取得支援、市営住宅の長寿命化など、良質な住まいの確保にむけた支援に努めます。また、公園・緑地の充実、水道の安定確保、公害防止など地域環境対策の推進、さらには「超スマート社会」を見据え情報通信基盤の充実などに努めます。

主要施策

- | | |
|------------|-------------|
| ①良質な住宅の確保 | ②公園・緑地の充実 |
| ③水道の安定確保 | ④地域環境の整備と保全 |
| ⑤情報通信基盤の充実 | |

温室効果ガス：

二酸化炭素、メタンなど、大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより、温室効果をもたらす、地球温暖化に影響する気体のこと。

基本施策1-5 暮らしの安全の確保

めざす姿

災害・火災、事件・事故、感染症から生命・身体・財産を守る対策が整っている。

大規模災害や火災、事件・事故、感染症パンデミックなどから市民の生命・身体・財産を守るため、自主防災活動、地域安全活動、交通安全活動など、地域住民同士が見守り・支えあう力の維持・強化を図ります。また、耐震化や情報伝達・避難体制の整備などの自然災害対策、備蓄など資機材の充実、防犯灯の設置や消防力の充実、さらには広域的な応援・受援体制の強化を通じた災害応急対策・業務継続の体制強化、感染症対策など、地域の強靱化に努めます。

主要施策

- ①地域の強靱化の推進
- ③消防・救急の充実
- ⑤地域安全の推進

- ②危機管理体制の強化
- ④交通安全の推進

感染症パンデミック：

パンデミックとは大流行の意味。人類は、14世紀のペスト、1918年のスペインかぜ（インフルエンザ）など、何千万人、何億人といった単位で死者を出す様々な感染症パンデミックを経験してきた。

政策目標2 うみだす・西都 ～明日の産業づくり

基本施策2-1 農業の振興

めざす姿 高品質な農畜産物が安定的に生産され、九州の農業・日本の農業をけん引する。

全国第5位の農業産出額を誇る宮崎県の中で、本市の農業は多種多様な農産物が産地としての地位を獲得しており、わが国の食料の通年安定供給を支える重要な役割を担っています。

そのため、担い手・後継者が育ち、自立できるよう、地域をあげて支援していくことを政策の柱に据えつつ、既存農家・経営体の営農体制の強化、生産基盤の整備など、幅広い振興策を進め、消費者ニーズに沿った高品質な農畜産物の安定生産につなげていきます。

また、一次産品としての出荷だけでなく、創意・工夫による高度な加工を施し、多様な販売形態で高付加価値化を進めます。

防疫対策については、経営者、団体と連携し、生産・出荷の各工程での感染防止策を促進するとともに、農畜産物の需要喚起・回復に努めます。

さらに、少量生産農家も地域の営農を支え、農村環境の維持を図る一員であるという認識のもと、その営農継続の支援を行います。

主要施策

- | | |
|----------------|--------------------|
| ①担い手・後継者の確保 | ②営農体制の強化 |
| ③生産基盤の整備 | ④高品質な農畜産物の安定生産の促進 |
| ⑤高付加価値化の促進 | ⑥安全・安心な生産・出荷と需要の喚起 |
| ⑦現状に応じた営農継続の振興 | |

基本施策2-2 林業の振興

めざす姿 適切な森林管理のもと、木材・林産物が安定的に生産されている。

林業については、諸外国で乱伐に伴う地球環境問題が顕在化する中、適切に管理される国産材の見直しが進んでおり、地元産材需要を喚起しながら、伐期を迎える木の計画的な伐採、製材、加工、販売を促進するとともに、除間伐など適切な保育に努めます。

また、しいたけなど林産物の生産を振興するとともに、木工品の生産、バイオマスエネルギーの活用など、森林資源の多面的機能の発揮に努めます。

主要施策

- ①担い手・後継者の確保
- ②森林の適切な経営管理の推進
- ③木材・林産物の利活用の推進

基本施策2-3 漁業の振興

めざす姿 淡水魚の生育環境が保全され、地域の魅力を引き立たせる内水面漁業が営まれている。

内水面漁業は、和食文化と密接に関わる水産物供給機能に加え、交流など多面的機能を有することから、漁業関係者と連携しながら、生育環境の保全と、稚魚の放流、養殖の振興に努めます。

主要施策

- ①内水面漁業の振興

バイオマスエネルギー：

バイオマスとは生物（バイオ）を物質（マス）の量として表現したもの。バイオマスエネルギーは、森林、家畜排泄物、食品廃棄物など、生物から生まれた資源のことで、燃料にして発電したり熱を供給するなど、エネルギーとして活用できる。

内水面漁業：

河川、湖沼、放水路、潮汐の影響のある潟湖等における漁業のこと。

基本施策2-4 商工業の振興

めざす姿

新型コロナからの経済回復が図られ、魅力ある生産と販売・サービスの提供が行われている。

商工業は、地域内での雇用を創出し、市民の豊かな生活を支える重要な場であるという認識のもと、市内の事業者が新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、地域経済が回復する取り組みを最優先に進めます。

その上で、地域産業のすそ野を広げるため、創業支援・事業承継の促進、企業立地、さらには、地域資源を活かした商品・サービスの開発と販路拡大を図るとともに、空き店舗の活用など魅力ある買い物環境づくりを進めます。

また、ハローワークと連携し、新卒者やU・I・Jターン者など、多様な雇用のマッチングを図るとともに、各職場で従業員がいきいきと意欲的に働き続けられるよう支援を行います。

主要施策

- | | |
|---------------|----------------|
| ①新型コロナからの経済回復 | ②創業支援・事業承継の促進 |
| ③企業立地の促進 | ④魅力的な買い物環境づくり |
| ⑤経営安定化の促進 | ⑥いきいきと働ける環境づくり |

基本施策2-5 観光の振興

めざす姿

観光地としての魅力が向上し、交流人口も堅調に増加している。

本市の観光の特徴として、特別史跡公園西都原古墳群での散策や展示見学、スポーツなどのイベント参加などを目的とした、日帰りの「お出かけ観光」が需要の主体となっていることが挙げられます。この「お出かけ観光」需要をメインターゲットに据えつつ滞在型観光の施策を展開することによって、本市の観光地としての魅力を更に向上させ、観光をきっかけとする交流人口の獲得に繋がるように努めます。

主要施策

- | | |
|---------------|-------------|
| ①観光資源の磨き上げ | ②観光イベントの活性化 |
| ③スポーツランド構想の推進 | ④テーマ別観光の推進 |
| ⑤観光需要の喚起・回復 | |

U・I・Jターン（ユー・アイ・ジェイターン）：

Uターンは、進学・就職先などから生まれ故郷に戻ることに、Jターンは、故郷の近くに戻ることに、Iターンは、住んだことのない土地に移住すること。転入の形態を表現したものである。

スポーツランド構想：

西都市が平成19年から推進する構想で、スポーツ団体のキャンプ、合宿等の誘致やスポーツイベントの開催により、全国的なスポーツ活動の拠点の形成をめざしている。

政策目標3 ささえる・西都 ～健やかで温かな地域づくり

基本施策3-1 子ども・子育て支援の充実

めざす姿 子育てが地域で支えられ、子どもたちがすくすくと育っている。

本市に暮らす若者が、このまちで子どもを生み育てたいと思えるよう、育児不安の解消や、親と子の健全な健康・発達支援事業を展開するとともに、就学前教育・保育施設、地域子育て支援センター、児童クラブ、児童館などの各施設や子育てを支援するボランティア団体等とのネットワーク体制を強化し、妊娠期からの切れ目ない子育て支援によって、地域ぐるみで子どもたちを育てます。

また、ひとり親家庭支援、不妊症支援などを含め、子ども・子育てに関するきめ細やかな相談支援や経済的負担の軽減に努めていきます。

主要施策

- | | |
|------------------|-------------------|
| ①不妊症支援の充実 | ②妊娠期からの切れ目ない子育て支援 |
| ③子育てに関する経済的支援の充実 | ④地域ぐるみの子育て支援の推進 |
| ⑤ひとり親家庭等への支援の充実 | |

基本施策3-2 高齢者支援の充実

めざす姿 高齢者が地域でいきいきと社会活動に参画し、安心して暮らしている。

高齢者が生きがいを持って安心して暮らせるよう、要介護状態や認知症になることを予防する取り組みを推進するとともに、介護が必要になった高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、「医療・介護・介護予防・生活支援・住まい」の5つのサービスが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

主要施策

- | | |
|-------------------|----------|
| ①生きがいづくり・健康づくりの促進 | ②介護保険の充実 |
| ③高齢者が生活しやすい環境づくり | |

地域包括ケアシステム：

厚生労働省が提唱し、市町村が実践する、地域包括支援センターを中心に、様々な主体により高齢者への支援・サービスが提供・調整される理念やしぐみのこと。

基本施策3-3 障がい者福祉の充実

めざす姿

障がい者が必要な支援を受けながら、いきいきと安心して暮らしている。

障がい者・児が地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう、一人ひとりへの個別の支援計画に基づくきめ細かな福祉サービス、療育・発達支援の提供に努め、心身の状態に応じた多様な日中活動への参画と安心して暮らせる住まいの確保を促進するとともに、合理的配慮の啓発などを通じ、障がいを理由とする差別の解消をめざします。

主要施策

- ①多様な日中活動の支援
- ③療育・発達支援の充実

- ②安心して暮らせる環境づくり

基本施策3-4 地域福祉・社会保障の充実

めざす姿

誰もが地域で支えあいながら、いきいきと安心して暮らしている。

障がいや疾病がある、生活に困窮している、虐待、いじめ等の人権侵害を受けたなど、支援が必要な状態にある市民・家庭を、ボランティア・地域住民と公的サービスのネットワークで見守り、複合的な要素から発生する問題については重層的な相談支援により解決を図り、誰もがいきいきと安心して暮らせる地域共生社会づくりを進めます。

また、市民の老後の生活の支えのために、国民年金や農業者年金の制度の周知に努めます。

地域の保健・医療・福祉の人材を育成・確保するため、社会福祉協議会や福祉事業所、宮崎医療福祉専門学校等と連携した取り組みを進めます。

主要施策

- ①地域共生社会づくりの推進
- ③権利擁護の推進
- ⑤保健・医療・福祉の人材の育成・確保

- ②生活困窮者支援の充実
- ④年金による生活安定の促進

基本施策3-5 健康づくりの推進

めざす姿 すべての市民が自身の健康に関心を持ち、適切に健康管理を行っている。

健康増進には、市民一人ひとりの意識と地域ぐるみの実践活動が重要です。

「自らの健康は自らがつくる」を基本に、健康診査による健康状態の把握の徹底と疾病の早期発見・早期対応・重度化防止を図るとともに、適切な食生活、適度な運動・身体活動、こころの健康の3領域に重点を置いた健康づくり活動の促進に努めます。

また、地域の医療機関との連携強化を図り、いつでも安心して必要な医療を受けられる体制の維持・強化に努めるとともに、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健全運営に努めます。

保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症予防対策を推進します。

主要施策

- | | |
|----------------|-----------------|
| ①健康意識の啓発と人材の育成 | ②生活習慣病等の予防対策の推進 |
| ③心の健康づくりの推進 | ④感染症予防の推進 |
| ⑤地域医療体制の確保 | |



政策目標4 ひきだす・西都 ～心豊かにたくましく生きる人づくり

基本施策4-1 学校教育の充実

めざす姿

未来に希望を抱き、たくましく生きていく子どもたちが育っている。

子どもたちが、未来に希望を抱き、前向きに努力を重ねる大人に成長できるよう、地域住民の協力を得ながら、また、地域の自然や歴史を活用しながら、学力、豊かな人間性、健康と体力の育成を図ります。そのために、教職員の資質向上に努め、カリキュラムの創意工夫を推進します。

また、特別な支援が必要な児童・生徒へのきめ細かな教育を推進するとともに、不登校等の諸課題への的確な対応に努めます。

主要施策

- | | |
|------------------------|------------------|
| ①知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成 | ②教職員の資質向上 |
| ③地域とともにある学校づくりの推進 | ④充実した教育環境づくりの推進 |
| ⑤特別支援教育の推進 | ⑥不登校等の諸課題への的確な対応 |
| ⑦高校との連携の促進 | |

基本施策4-2 生涯学習の充実

めざす姿

公民館等を拠点に、多くの市民が学び、充実した生活と豊かな地域づくりにつながっている。

市民一人ひとりが、それぞれの年代やライフスタイル、興味・関心に応じて、多様な学習活動を継続し、充実した生活を送り、豊かな地域づくりにつながるよう、公民館・地区館を拠点に、ニーズに沿った教室・講座やイベントの開催、自主グループの育成・支援を進めます。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きるために欠くことのできないものであり、子どもたちをはじめ、市民が豊かな読書生活を送れる環境づくりに努めます。

さらに、青少年が家庭や地域で豊かな人間関係のもと、必要な役割を担うことを通じて、心身ともに健全に成長するよう、啓発や環境づくりに努めます。

主要施策

- | | |
|-------------|------------------|
| ①学習環境づくりの推進 | ②地域に根差した学習活動の活性化 |
| ③読書活動の推進 | ④青少年活動の推進 |

基本施策4-3 スポーツの振興

めざす姿 多くの市民がスポーツを日常的に楽しみ、健康的な生活を送っている。

子どもから高齢者まで、多くの市民がライフステージに応じた多様なスポーツ・レクリエーション活動を通して、人々との交流を楽しみ、健康で心豊かに過ごせるよう、ニーズに沿った教室・講座やイベントの開催、継続的に活動する自主グループの育成・支援を進めます。

各スポーツ施設・設備は、スポーツランド構想を掲げる本市の重要な活動拠点という認識のもと、長寿命化・規模適正化・更新といった総合管理を適正に進めます。

主要施策

①スポーツ活動への支援の推進

②スポーツ環境の確保・充実

基本施策4-4 歴史・文化が映えるまちづくり

めざす姿 文化財が適切に保存されるとともに、新たな文化・芸術が着実に誕生している。

いにしえから人が住み、日向国の中心地として栄えた本市には、有形・無形の貴重な文化財が数多くのこされているため、それらの保存と展示公開などによる活用に努めます。

また、音楽や演劇等の芸術鑑賞事業などを通じて、市民が優れた文化にふれる機会づくりに努めるとともに、市民による文化・芸術活動への支援により、これまで培われてきた様々な文化を継承し発展させるとともに、新たな地域文化の創造を促進します。

主要施策

①文化財の保存・活用

②芸術・文化活動への支援の推進



基本施策4-5 人権尊重のまちづくり

めざす姿

お互いに理解・共感し、すべての人の人権を尊重し、擁護している。

すべての人が差別やいじめなどを受けることなく、人権が尊重され、お互いに理解・共感しながら、参画・活躍できる社会づくりを推進します。

そのために、人権教育・啓発活動を粘り強く続けるとともに、男女共同参画の促進を図ります。また、人権擁護委員活動や配偶者暴力防止活動、いじめ防止活動等を地域ぐるみで展開するとともに、成年後見制度等の利用を促進するなど、権利擁護体制の充実に努めます。

主要施策

- ①人権教育・啓発の推進
- ③権利擁護体制の充実

- ②男女共同参画の促進

政策目標5 つながる・西都 ～市民協働のまちづくり

基本施策5-1 縁づくりの推進

めざす姿

地域の内外での多様な交流・協働活動が、地域の活性化や地域課題の解決につながっている。

地域人口対策として、婚活事業を推進するとともに、移住希望者が知りたい情報をわかりやすく提供し、きめ細かな相談支援を行うなど、移住促進施策を推進します。

また、内外に西都市をアピールし、移住促進や地域経済の活性化、市民の誇り意識の醸成を図るため、シティプロモーションを推進するとともに、国際交流・地域間交流を促進し、交流人口・関係人口の創出につなげます。

本市では、自治会、子ども会等の行政区ごとの地域団体やNPOなどにより、日常の声かけから、環境美化活動、防災活動まで、様々な地域活動・市民活動が行われており、住みよい地域を維持・強化していくため、これらの活性化に努めます。

主要施策

①地域人口対策の推進

②シティプロモーションの推進

③国際交流・地域間交流の促進

④地域活動・市民活動の活性化

基本施策5-2 行財政の健全な運営

めざす姿

市民参画の適切なしくみのもと、健全な行財政運営が行われている。

市民と行政との協働により、魅力的な地域づくりを行っていただけるよう、行政情報のきめ細かな広報と住民意見の市政への的確な反映に努めます。

職員の意識改革・能力開発を計画的に進め、組織力の向上を図るとともに、PDCAサイクルによる行政評価の推進、予防保全を軸とした公共施設の総合管理、自主財源の確保と経常経費の節減などに努め、効果的・効率的な行財政運営を推進します。

主要施策

①きめ細かな広報・広聴の推進

②組織力の向上

③市民本位の行政サービスの提供

④公共施設等総合管理計画の推進

⑤健全な財政運営の推進

⑥広域行政の推進

シティプロモーション：

地域のイメージを向上させるために地方自治体が行う広報活動、営業活動の総称。

関係人口：

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと。例えば、地域を行き来する人や、過去に居住歴や通勤歴のある人など。

NPO：

Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略で、非営利で公益的な活動を行う団体のこと。法人格（NPO法人）を取得し、特定非営利活動促進法により認定を受けることで、幅広い事業拡大が図れる。

第五次西都市総合計画における重点施策について

本計画の期間中、本市において特に力を入れて取り組むべき施策として、令和元年度に策定した「第2期さいと未来創生総合戦略」のキャッチフレーズである『住んでみたい、そして住み続けたいと思えるまち“西都”』を基本理念に、分野横断的に重点政策を位置づけます。

以下に示す5つの視点に沿って、22の基本施策の中から13の施策を抽出し、活力あるふるさとを未来につないでいくことを目指します。

重点施策① 西都市における安定した雇用を創出する

農業など本市の強みを活かした地域産業を育成し、地域経済を活性化するとともに安定した雇用の創出を目指します。

- ・基本施策2－1 農業の振興
- ・基本施策2－4 商工業の振興

重点施策② 西都市への新しいひとの流れをつくる

本市の住みよさを多様な方法で積極的にPRし、「住んでみたい」と思っただくことで移住・定住者を増やすとともに、将来の移住・定住につながることを期待できる「関係人口」の創出を目指します。

- ・基本施策2－5 観光の振興
- ・基本施策5－1 縁づくりの推進

重点施策③ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえ、少子化の克服と心豊かに暮らせるまちづくりを図るため、結婚・出産・子育ての各ステージにおける相談支援体制と子育て支援サービスの整備、教育環境の充実を目指します。

- ・基本施策1－4 快適な住空間の形成
- ・基本施策1－5 暮らしの安全の確保
- ・基本施策3－1 子ども・子育て支援の充実
- ・基本政策4－1 学校教育の充実

重点施策④ 超高齢社会に適応した社会をつくる

医療や介護が必要となっても、住み慣れた地域で安心して健やかに、自分らしく暮らせる地域共生社会の実現を目指します。また、西都児湯医療センターについては、西都児湯医療圏の中核病院として、初期、二次救急医療の機能強化に努め、災害拠点病院としての機能を十分に発揮できる新病院建設を目指します。

- ・基本施策3-2 高齢者支援の充実
- ・基本政策3-3 障がい者福祉の充実
- ・基本施策3-4 地域福祉・社会保障の充実
- ・基本施策3-5 健康づくりの推進
- ・基本施策5-1 縁づくりの推進

重点施策⑤ 西都市の未来を担う人をつくる

これからの市民活動や地域経済を担う次世代の人材を育成し、人口減少が進んでも、活気にあふれ、誰もが安全・安心に暮らせる住みやすいまちを目指します。

- ・基本施策2-1 農業の振興
- ・基本政策2-2 林業の振興
- ・基本施策2-4 商工業の振興
- ・基本施策3-1 子ども・子育て支援の充実
- ・基本施策4-1 学校教育の充実
- ・基本施策5-1 縁づくりの推進

3

第3編 基本計画

政策目標 1 やすらぐ・西都
～暮らしの基盤づくり

政策目標 2 うみだす・西都
～明日の産業づくり

政策目標 3 ささえる・西都
～健やかで温かな地域づくり

政策目標 4 ひきだす・西都
～心豊かにたくましく生きる人づくり

政策目標 5 つながる・西都
～市民協働のまちづくり

政策目標1 | やすらぐ・西都 ～暮らしの基盤づくり

基本施策1-1 計画的な土地利用の推進

基本施策がめざす姿

環境保全と生活の営みの両立を図る、土地の賢い利用が進められている。

部門別計画	西都市都市計画マスタープラン 西都市環境基本計画 西都市景観計画 西都市公共施設等総合管理計画 西都市空家等対策計画	
関連SDGs	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 目標11 住み続けられるまちづくりを

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
地籍調査事業進捗率 （国土調査事業進捗率）	18.60%（R元）	24.50%

主要施策

主要施策① 適正な土地利用と機能配置の促進

各種土地利用関係法令や都市計画マスタープラン等に基づき、自然環境の保全と快適な住環境づくり、産業振興が調和した計画的な土地利用の推進に努めます。

公共施設や幹線道路など、都市の骨格に沿って、商業施設など賑わい機能の集積を図るとともに、生産や景観、防災など多面的機能を発揮する農地や森林の保全に努めます。

主な事業

- ・国土法関係事業（国土利用計画法、農業振興地域の整備に関する法律、西都市環境保全条例、西都市景観基本条例の運用、土地利用の円滑な推進を図る協議体の設置・運営等）
- ・都市計画マスタープランの改定・立地適正化計画の策定
- ・都市計画関係事業
- ・妻北地域整備事業
- ・中心市街地活性化対策事業

主要施策② 未利用・低利用地の有効活用

土地の需要喚起や取引のマッチングを行い、未利用・低利用地の有効活用を図るため、農地中間管理事業や、森林経営管理事業及び除却などの空き家対策事業の推進を図るとともに、放置された空き地を適切に管理し、再利用に結び付ける事業展開を検討していきます。また、学校跡地など、公共空地の有効利用に努めます。

主な事業

- ・農地中間管理事業
- ・森林経営管理事業

主要施策③ 地籍調査の推進

災害に強いまちづくりや財産の保全及び適切な土地利用の誘導を図るため、先進的手法を活用しながら地籍調査を引き続き推進します。

主な事業

- ・地籍調査事業



農地中間管理事業：

意欲ある担い手への農地集積を図るために、各都道府県の農地中間管理機構が後継者がいないなどの理由で耕作できない農地を借り受け、担い手に貸し付ける事業。宮崎県では、宮崎県農業振興公社が農地中間管理機構を担っている。

森林経営管理事業：

所有者が自ら経営や管理を行うことが難しい森林について、市町村が仲介役となり、意欲と能力のある林業経営体につなぐとともに、市町村が経営に適さない森林を管理する事業。

基本施策1-2 交通基盤の確保

基本施策がめざす姿

交通の利便性が確保され、暮らしや観光を支えている。

部門別計画	西都市舗装の個別施設計画 西都市橋梁・横断歩道橋長寿命化修繕計画 西都市トンネル長寿命化修繕計画 西都市林道施設長寿命化計画 西都市自転車安全利用促進計画
関連SDGs	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう  目標11 住み続けられるまちづくりを

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
市道改良率	35.9%（R元）	36.5%
定期点検を行った道路施設数	376 施設 100%（R元）	376 施設 100%
補修・更新を行った道路施設数	0 施設（R元）	5 施設
定期点検を行った林道施設数	31 施設 91.1%（R元）	34 施設 100%
補修・更新を行った林道施設数	0 施設	1 施設

主要施策

主要施策① 広域交通網の充実

東九州自動車道の暫定2車線区間の4車線化については、「日向IC～都農IC」間、「高鍋IC～宮崎西IC」間が優先整備区間として選定されており、早期事業化を促進していきます。

また、国道219号、県道の西都南郷線、都農綾線、杉安高鍋線、札の元佐土原線等について、未改良区間の整備や長寿命化を促進し、広域交通網の利便性の向上や輸送力の増強、防災力の向上につなげます。

主な事業

・国道、県道の整備促進

主要施策② 市道・林道の整備・長寿命化の推進

各種部門別計画等に基づき、中長期的な財政見通しを踏まえながら、市道の改良等を計画的に進めるとともに、歩行者や自転車にとっても安全安心な道路環境の形成に努めます。

既存の道路、橋梁、トンネルについて、損傷が少ないうちから計画的に行う予防保全的な点検・修繕・長寿命化に努め、交通事故が起こりにくく、災害に対し強靱な環境の確保を図ります。

また、林道は、林業の振興と森林の計画的な管理に必要な基盤として、計画的な整備と維持管理を図ります。

主な事業

- ・市道改良事業
- ・都市計画関係事業
- ・市道維持管理・長寿命化事業
- ・林道維持管理・長寿命化事業

主要施策③ 持続可能な公共交通体系の構築

バス等の公共交通について、既存の運営補助を継続するとともに、利用者の意見を踏まえたコミュニティバスの利便性向上を図るほか、利用状況や運行経費等の検証に伴う運行形態の見直しや、互助による輸送システムの導入など、公共交通が持続的に確保できる方策を検討します。

主な事業

- ・「地域公共交通計画」(マスタープラン) の策定
- ・地域公共交通確保維持事業



基本施策1-3 美しい環境の保全

基本施策がめざす姿

資源の有効活用や水・エネルギーの循環により、生態系や美しい景観が保全されている。

部門別計画	西都市環境基本計画 西都市景観計画 西都市一般廃棄物処理基本計画 西都市下水道事業経営戦略 西都市公共下水道ストックマネジメント計画 西都市農業集落排水最適化構想 西都市下水道事業業務継続計画 第4次西都市地球温暖化対策実行計画 西都市バイオマス活用推進計画		
関連SDGs	6 安全な水とトイレを世界中に  目標 6 安全な水とトイレを世界中に 11 住み続けられるまちづくりを  目標 11 住み続けられるまちづくりを 14 海の豊かさを守ろう  目標 14 海の豊かさを守ろう	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに  目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 13 気候変動に具体的な対策を  目標 13 気候変動に具体的な対策を 15 陸の豊かさを守ろう  目標 15 陸の豊かさを守ろう	

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
1人1日当たりごみ量	661 グラム（R 元）	644 グラム
ごみ資源化率	14.1%（R 元）	14.2%
生活排水処理率（公共下水道、農業集落排水施設、浄化槽による汚水処理人口比率）	77.5%（R 元）	84.4%

主要施策

主要施策① 自然環境・景観の保全活動の推進

美しい景観と水や生態系の循環サイクルを適正に保全するため、清掃活動や環境学習を市民と行政が協働で推進します。また、不法投棄防止対策や一ツ瀬川水系濁水対策など、自然環境・景観の保全対策を進めます。

主な事業

- ・みどり推進会議運営事業
- ・道路一斉清掃
- ・景観保全・形成活動の推進
- ・不法投棄防止対策事業
- ・一ツ瀬川水系濁水対策の推進

主要施策② 資源循環型社会づくりの推進

行政、市民、事業者が一体となって、ごみの 4R を推進するとともに、広域で連携して、適正な収集・処理を進め、資源循環型社会の構築を図ります。

また、大規模災害時の災害廃棄物処理体制の確保に努めます。

主な事業

- ・西都児湯地区 4R 推進協議会による「環境フェスタ」事業
- ・西都児湯環境整備事務組合の共同運営
- ・ごみ減量リサイクル対策事業
- ・災害廃棄物処理体制の確保

主要施策③ 生活排水の適正処理の推進

公共用水域の水質保全や快適な生活環境を保つため、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による適正な生活排水処理を促進するとともに、これらの施設・設備の適正な維持管理と長寿命化・更新を図ります。また、し尿の適正な収集・処理を進めます。

主な事業

- ・公共下水道の加入促進、維持管理・長寿命化
- ・農業集落排水の加入促進、維持管理・長寿命化
- ・浄化槽設置整備事業（設置補助）
- ・衛生センター管理事業
- ・公共下水道とし尿処理の汚泥共同処理化の推進

主要施策④ 温室効果ガス削減とエネルギーの有効活用

地球温暖化の要因となる温室効果ガスの削減に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利用促進を図ります。

主な事業

- ・温室効果ガス排出抑制活動の推進
- ・再生可能エネルギーの利用促進

4R（ヨンアール）：

リフューズ（不要なものは買わない）、リデュース（減量化）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の頭文字の R を意味する資源循環型社会をめざすための標語。

農業集落排水：

生活環境の向上、農業用水の水質保全などを目的に、農業地域の汚水を処理場に集めて処理する下水道のこと。

合併処理浄化槽：

トイレのし尿と台所等の生活雑排水を併せて処理する浄化槽。

再生可能エネルギー：

石油や石炭、天然ガスといった有限な資源である化石エネルギーとは違い、太陽光や風力など、利用する以上の速度で自然界によって補充されるエネルギーのこと。

基本施策1-4 快適な住空間の形成

基本施策がめざす姿

快適な生活基盤が整い、着実な定住に結びついている。

部門別計画	西都市都市計画マスタープラン 西都市空き家等対策計画 西都市水道事業アセットマネジメント計画 西都市水道危機管理マニュアル	
関連SDGs	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 目標11 住み続けられるまちづくりを

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
市営住宅の住戸内バリアフリー化率	42.4%（R元）	48.0%
上水道の有収率	85.5%（R元）	86.2%
簡易水道の有収率	60.0%（R元）	60.5%
光ファイバー利用可能世帯率	78.40%（H30）	100%

主要施策

主要施策① 良質な住宅の確保

移住希望者や市内・近隣市町村の住み替え希望者が良質な住まいを得ることができるよう、住宅団地開発の支援や、住宅取得に関する支援、住宅改修の支援などを進めます。

また、良好な住環境の形成を図るため、空き家の適正管理の指導や空き家バンク等を通じた空き家の有効活用を促進するとともに、危険な空き家の除却を進めます。

公営住宅については、住宅需要に応じた適正な管理と必要な更新・長寿命化を進めます。

主な事業

- ・民間住宅団地開発支援事業
- ・空き家対策総合支援事業（西都市空き家等情報バンク制度・除却等）
- ・住宅取得支援事業
- ・リフォーム支援事業
- ・公営住宅ストック総合改善事業

アセットマネジメント：

資産管理のこと。水道事業においては、貯水槽、配水池など様々な設備を使って行っており、そうした設備を「資産」と考え、適切な管理を行っていくこと。

簡易水道：

上水道が給水人口5,000人を越えるものであるのに対し、給水人口101人以上5000人以下に給水する水道事業のこと。

空き家バンク：

自治体などが、住民から空き家の登録を募り、空き家の利用を希望する人に物件情報をホームページなどで提供する制度。

主要施策② 公園・緑地の充実

市民や観光客が自然に親しみふれあう憩いの場として、市民の協力を得ながら、公園や緑地の適正な維持管理を図るとともに、必要な長寿命化対策を進めます。

また、西都原古墳群や稚児ヶ池の周辺地域については、豊かな自然環境を活かした公園・緑地の整備と景観の保全に努めます。

主な事業

- ・都市公園等維持管理・長寿命化事業
- ・妻北地域整備事業

主要施策③ 水道の安定確保

市民に安全で良質な水を安定して供給できるよう、水道施設のライフサイクル全体にわたる効率的かつ効果的な管理手法である「アセットマネジメント」の視点に立ち、施設・設備・管路の長寿命化・更新・新設を進めます。

また、水源から給水栓に至る各段階での日常のリスクの評価と管理を徹底するとともに、災害・事故発生時の応急給水・業務継続・復旧の体制強化に努めます。

主な事業

- ・漏水調査事業
- ・施設・管路の長寿命化・更新事業
- ・水安全対策の推進
- ・災害時業務継続体制の確保

主要施策④ 地域環境の整備と保全

基地騒音について、さらなる防音対策を国に要望するとともに、地域産業振興のための施策を含め、騒音発生地域の生活環境の保全と整備に努めます。

また、市営墓地の長期的な安定運営を図りつつ、課題となってくる少子高齢化に伴う未管理墓地への対処等、適切に供養する環境の確保に努めます。

主な事業

- ・基地周辺対策
- ・西都児湯環境整備事務組合による火葬場の共同運営
- ・市営墓地の運営

主要施策⑤ 情報通信基盤の充実

市民が家庭や学校など様々な場所で ICT の利用を可能にするとともに、事業者等の事業展開における先端技術の利活用を促進するため、光ファイバー網などの情報通信基盤整備区域拡大を図ります。

また、民間の通信事業者による事業運営を基本としつつ、インフラの公平性を確保するため、情報格差の解消を推進します。

主な事業

- ・光ファイバー網の整備促進
- ・情報格差解消施策の推進

ICT:

Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略で、情報通信技術のこと。その飛躍的な進歩が社会生活に大きな影響を及ぼしている。

基本施策1-5 暮らしの安全の確保

基本施策がめざす姿

災害・火災、事件・事故、感染症から生命・身体・財産を守る対策が整っている。

部門別計画	西都市地域防災計画 西都市国民保護計画 西都市国土強靱化地域計画 西都市交通安全計画	
関連SDGs	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	 目標11 住み続けられるまちづくりを

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
自主防災組織の組織率	58%（R元）	70%
消防団員充足率	90%（R元）	100%
住宅火災報知器の設置率	81%（R元）	85%
救急救命士数	21人（R元）	26人

主要施策

主要施策① 地域の強靱化の推進

河川の氾濫、傾斜地の崩壊、家屋の倒壊などによる被害を最小限に防ぐため、国・県と連携しながら、治山事業や河川整備事業、建築物・インフラの耐震化等の地域強靱化を推進します。

また、市民とともに、災害に強いまちを築くため、自主防災組織の充実、情報伝達・避難支援体制の強化、水や食料・燃料・資器材の備蓄、協定等による応援・受援体制の強化などに努めます。

さらに、武力攻撃事態等から市民の生命・身体・財産を守るため、国民保護事業を推進します。

主な事業

- ・治山事業・河川整備事業（国・県・市）
- ・耐震診断・耐震改修の促進
- ・防災気象情報・警戒レベルの周知
- ・自主防災組織の育成・活動支援
- ・情報伝達体制の強化（防災ラジオの配布等）
- ・避難行動要支援者の個別支援体制の強化
- ・備蓄の推進
- ・受援体制の整備
- ・国民保護事業（国民保護協議会の運営、国民保護訓練等）

防災ラジオ：

緊急地震速報や避難勧告等の緊急情報が発出された際に、ラジオを聴いていなくても自動起動し、情報を伝達するしくみを持つラジオのこと。

主要施策② 危機管理体制の強化

職員の参集・配備の基準や、一人ひとりが初動時に行うべき活動の内容を毎年周知し、異動・入退職があっても、すべての職員が、的確な応急活動を行える体制づくりに努めます。また、停電、浸水、電子データの滅失等の事故があっても、庁内執務が円滑に再開できるよう、業務継続体制の強化に努めます。

主な事業

- ・職員の防災研修・防災訓練の実施
- ・職員初動マニュアル・業務継続計画の策定・運用
- ・通信機器の復旧体制、電子データのバックアップ体制の整備

主要施策③ 消防・救急の充実

火災や災害から市民の生命・身体・財産を守るため、消防団の加入促進、訓練の充実などにより、人材の育成と資質の向上に努めるとともに、車両・機器・消防水利等の計画的な整備・更新、広域的な消防応援受援体制の強化に努めます。

市民の防火意識の啓発を図るとともに、救急要請の増加に対応するため、救急車の適正利用の啓発に努めます。

主な事業

- ・火災・災害予防啓発事業（住宅用火災警報器の普及促進、防火管理者講習、予防査察等）
- ・消防団の強化（団員募集活動の強化、大規模災害団員制度の実施等）
- ・消防・水防訓練事業
- ・教育・研修事業（救急救命士の養成、消防団員の育成等）
- ・消防車両、設備・機器、消防水利の整備
- ・感染症患者の搬送体制の確保

主要施策④ 交通安全の推進

交通安全指導員やPTA、地域住民による立哨活動や、交通少年団事業、さらには西都警察署及び西都地区交通安全協会と連携し交通安全教育を推進するとともに、カーブミラー、ガードレールなどの交通安全施設を計画的に整備・更新するなど、総合的に交通安全を推進します。

主な事業

- ・交通安全対策事業（夜間反射材の着用の啓発、交通安全指導員の委嘱、交通少年団事業、西都市交通安全都市推進協議会の運営、制限運転自主宣言の推進、西都市安全教育連絡協議会の運営、交通安全施設の整備・更新等）
- ・高齢者の運転免許証自主返納の奨励

主要施策⑤ 地域安全の推進

見守り・声かけ運動の推進、防犯グッズの活用の奨励、地域住民による防犯パトロールなど、日頃から、地域での自主防犯活動を推進します。

また、消費生活に関するトラブルを未然に防ぐため、被害ケースや対処方法の啓発に努めるとともに、西都児湯消費生活相談センターを有効活用し、消費生活相談の充実に努めます。

主な事業

- ・地域安全事業（西都地区地域安全協会の運営等）
- ・消費生活相談事業

政策目標2 | うみだす・西都 ~明日の産業づくり

基本施策2-1 農業の振興

基本施策がめざす姿

高品質な農畜産物が安定的に生産され、九州の農業・日本の農業をけん引する。

部門別計画	西都市農業振興地域整備計画 西都市人・農地プラン（地域農業マスタープラン） 西都市農業経営基盤の強化の促進に係る基本的な構想 西都市農業の有する多面的機能発揮の促進に関する計画 西都市食育・地産地消推進計画	
関連SDGs	 目標2 飢餓をゼロに	 目標8 働きがいも 経済成長も
	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
一戸あたりの農業生産額の向上率	13,691,549 円	4年間で 4.0%
新規就農者数	45 人（H26～H30）	4年間で 45 人
認定農業者数	790 名	790 名

主要施策

主要施策① 担い手・後継者の確保

産地を支える多様な担い手・後継者の確保に向けて、親元就農の奨励を図るとともに、研修、就農、定着までの一体的なフォローアップ体制の強化や就農環境の整備を進め、県内外からの新規就農者の参入を促進していきます。また、農地の保全など公益的機能の確保に留意しながら、異業種企業の農業参入を促進します。

主な事業

- ・農業後継者育成対策事業
- ・新農業戦略事業（親元就農等育成支援事業）
- ・就農支援システム整備・活用事業
- ・就農相談事業

認定農業者：

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者・農業生産法人のこと。認定農業者になることで、金融や税制などの支援措置を受けることができる。

主要施策② 営農体制の強化

意欲ある担い手が経営規模を拡大し、協業等による効率化が図れるよう、農地の利用集積を進めるとともに、機械の共同利用や、農作業の受委託の拡大、集落営農の組織化、営農組織の法人化などを促進します。

主な事業

- ・新農業戦略事業（環境整備・研修事業）
- ・経営所得安定対策事業
- ・生産組織の整備促進（土地利用型作物の集落営農、中山間地域での果樹版集落営農等）
- ・農地中間管理事業
- ・畜産・酪農の作業軽減化（預託育成、コントラクター、酪農ヘルパー等の活用促進）
- ・家族経営協定の促進

主要施策③ 生産基盤の整備

優良農地の保全と安定した水資源の確保、作業の効率化と生産の安定を図るため、再ほ場整備、農道・農業水利施設等の強靱化・長寿命化、老朽化したハウスの再編整備を推進します。

主な事業

- ・農道・農業水利施設等の強靱化・長寿命化の推進
- ・再ほ場整備の推進
- ・ハウス再編整備関連事業

主要施策④ 高品質な農畜産物の安定生産の促進

消費者ニーズに対応した優良な品種の導入や、「スマート農業」と呼ばれるICTを駆使した優れた生産管理技術の導入を奨励するとともに、ハウスや畜舎など農業設備の充実や集出荷体制の強化を促進し、高品質な農産物の効率的な安定生産による西都産農畜産物のブランド化を推進します。

主な事業

- ・スマート農業・ブランド化推進事業
- ・施設園芸振興対策事業（ハウスの強靱化や長寿命化、燃油削減対策等）
- ・新農業戦略事業（環境整備・研修事業）
- ・品目別生産振興対策事業（茶・葉たばこ・果樹等）
- ・畜産振興事業（畜舎等の整備の支援、優良基礎繁殖牛導入の支援、優良雌牛保留・高齢牛更新の支援）

主要施策⑤ 高付加価値化の促進

農業の付加価値を高め、所得向上を図るため、魅力ある加工品の研究開発、流通改善やアジアなど海外市場も含めた多様な販路開拓などを進めます。

主な事業

- ・高付加価値化製品の開発と普及
- ・食開発・研究推進事業
- ・食育・地産地消推進事業
- ・農畜産物バリューアップ協議会運営支援事業
- ・輸出の促進

スマート農業：

ロボット技術や情報通信技術を活用し、省力化や高品質生産を実現する新たな農業。

主要施策⑥ 安全・安心な生産・出荷と需要の喚起

安全・安心で信頼される産地としての地位を保つため、生産から流通販売までの一層の鮮度保持と高度衛生管理、農業廃棄物の適正処理を促進します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、農畜産物の一部に、価格の低迷がみられることから、農家の生産意欲が減退しないよう、需要の喚起や経営の支援を進めます。

主な事業

- ・農業用廃プラスチック適正処理推進対策事業
- ・家畜防疫対策事業

主要施策⑦ 現状に応じた営農継続の振興

農業の多面的機能の発揮を図るため、管理する担い手に直接支払する制度などを活用して、地域の農家が協力して営農の継続を図り、耕作放棄地の発生防止に繋げることができるよう推進します。

また、防護柵の設置、罠による捕獲や駆除など、有害鳥獣被害防止対策を推進します。

主な事業

- ・日本型直接支払制度（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）
- ・農地耕作条件改善事業
- ・有害鳥獣被害防止対策事業



基本施策2-2 林業の振興

基本施策がめざす姿

適切な森林管理のもと、木材・林産物が安定的に生産されている。

部門別計画	西都市森林整備計画 西都市林道施設長寿命化計画 西都市バイオマス活用推進計画	
関連SDGs	2 気候を 保ち、 目標 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに 9 産業と地域間に 連携をつくろう 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	8 働きがいも 経済成長も 目標 8 働きがいも 経済成長も 15 陸の豊かさも 守ろう 目標 15 陸の豊かさも守ろう

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
森林経営計画面積	5,616ha（R2）	5,700ha
再造林面積	—	200ha（R2～R6）

主要施策

主要施策① 担い手・後継者の確保

森づくりや木材の伐採など、山の仕事に多くの若者が関心を持ち、新規参入につながるよう、関係機関と連携しながら、情報発信や相談受付、就業の各段階における研修、資機材購入の助成、安全で効率的な操業への改革などを系統的に行い、担い手・後継者の確保を図ります。

主な事業

・林業担い手対策事業（林業後継者育英資金、林業研究グループ等育成事業等）



主要施策② 森林の適切な経営管理の推進

森林環境譲与税を活用し、森林の公益的機能の維持向上を図るため、適切な間伐や枝打ちなど保全対策を推進するとともに、機能に応じた適切な森林施業を推進し森林整備を図ります。また、公益的機能の発揮に対する要請に適切に対応します。

主な事業

- ・森林経営管理事業
- ・再造林推進事業
- ・林道維持管理・長寿命化事業
- ・林道・作業道の開設
- ・市有林整備事業・森林環境保全整備事業
- ・森林公園管理事業
- ・森林・山村多面的機能発揮対策事業
- ・地籍調査事業

主要施策③ 木材・林産物の利活用の推進

ゆず、椎茸など、特用林産物の安定生産と優れた加工品の開発、海外も含む販路拡大を促進するとともに、地場木材を活用した住宅・木工品づくりなど、林産資源の幅広い利活用を推進します。

主な事業

- ・特用林産振興総合対策事業
- ・地元産材の利用促進



森林環境譲与税：

令和6年度から国民に課税される森林環境税などを財源として、令和元年度から「森林整備及びその促進に関する費用」に充てるために、国から地方自治体に譲与されている財源。

基本施策2-3 漁業の振興

基本施策がめざす姿

淡水魚の生育環境が保全され、地域の魅力を引き立たせる内水面漁業が営まれている。

部門別計画	
関連SDGs	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう  目標 15 陸の豊かさを守ろう

主要施策

主要施策① 内水面漁業の振興

子どもたちなど地域住民の協力を得ながら、鮎等の稚魚放流事業を推進し、内水面漁業の振興を図ります。

主な事業

・内水面漁業の振興（稚魚の放流等）

基本施策2-4 商工業の振興

基本施策がめざす姿

新型コロナからの経済回復が図られ、魅力ある生産と販売・サービスの提供が行われている。

部門別計画	第2期さいと未来創生総合戦略 西都市食育・地産地消推進計画（平成31年3月改定版）	
関連SDGs	 目標2 飢餓をゼロに	 目標8 働きがいも 経済成長も
	 目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう	

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
新規企業立地又は既存企業の増床	—	4年間で6件
企業立地等による雇用者数	162人（H26～H30）	4年間で104人
創業者数及び事業承継者数	75人（H26～H30）	4年間で68人
商工会 / 商工会議所会員数	106事業所 / 763事業所	100事業所 / 750事業所
平日時の小野崎通り歩行者通行量	666人	906人

主要施策

主要施策① 新型コロナからの経済回復

商工会・商工会議所等と連携しながら、市内の中小企業の経営を支援し、新型コロナウイルス感染症により低減した生産・販売量の回復を図ります。

主要施策② 創業支援・事業承継の促進

創業希望者に対し、情報提供や相談、経営セミナー等によるフォローアップを継続的に行い、スムーズな創業につながるよう、支援を行います。また、ノウハウを有する宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター等と連携し、事業承継に関する適切な支援を推進します。

主な事業

- ・創業・事業承継支援センターの運営
- ・西都市創業支援等事業計画に基づく連携型創業相談支援ネットワーク事業

宮崎県事業承継・引継ぎ支援センター：

事業承継に向けた切れ目のない支援を実施するため、「産業競争力強化法」に基づき経済産業省の委託を受けて宮崎商工会議所が運営しているセンター。

主要施策③ 企業立地の促進

多様な媒体による情報発信、企業説明会における高校等との連携の促進、企業立地にむけた各種奨励措置等により、企業立地を積極的に展開します。

とりわけ、若年層や女性からの求職ニーズが高い事務的職種である情報サービス産業を中心とした企業立地に努めます。

主な事業

- ・企業誘致活動事業

主要施策④ 魅力的な買い物環境づくり

空き店舗を活用した創業・事業継承の促進や、あいそめ広場を活用した活性化イベントの実施促進、テイクアウト等の支援や歳末大売出しなど、中心市街地の魅力向上に努め、買い物しやすい環境づくりに努めます。

また、移動スーパー支援事業などを通じて、自宅周辺で買い物がしやすい地域づくりを進めます。

主な事業

- ・中心市街地活性化対策事業
- ・キャッシュレスの推進
- ・テイクアウト等の支援
- ・食育・地産地消推進事業

主要施策⑤ 経営安定化の促進

国・県や商工会・商工会議所、金融機関等と連携し、研修事業や資金調達の支援などにより、経営基盤の強化を促進します。

主な事業

- ・商工会・商工会議所の運営支援
- ・地場産業振興対策事業
- ・西都市中小企業特別融資事業・西都市小規模事業者特別融資事業
- ・西都市中小企業特別融資制度等信用保証料補助事業

主要施策⑥ いきいきと働ける環境づくり

地元事業所や、ハローワーク、西都高等職業訓練校、市内外の高校・大学・専門学校等と連携しながら、求職中の市民が希望する職業に就けるよう、情報提供や相談等に努めます。就職後のミスマッチを防ぐため、インターンシップ制度の導入を奨励するしくみづくりを検討していきます。

また、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえたりモートワークなどの多様な働き方を目指します。

就業の現場に対しては、障がい者への合理的配慮や男女共同参画の啓発を図るとともに、働きやすい職場づくりの促進に努めます。

主な事業

- ・職業能力開発事業
- ・労働福祉対策事業
- ・西都市中小企業退職金共済制度加入促進事業
- ・西都市教育資金貸付事業
- ・インターンシップ制度の創設
- ・リモートワークの支援



インターンシップ制度：

学校在学中に就職希望先等で就業体験を積み、業務内容や働くことへの理解を深める制度。

基本施策2-5 観光の振興

基本施策がめざす姿

観光地としての魅力が向上し、交流人口も堅調に増加している。

部門別計画	西都市歴史を活かしたまちづくり計画 西都市食育・地産地消推進計画（平成 31 年3月改定版） 西都市自転車安全利用促進計画	
関連SDGs	 目標 8 働きがいも 経済成長も	 目標 9 産業と技術革新の基盤をつくろう

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
観光入り込み客数	108.2 万人（R 元）	120 万人
スポーツキャンプ・合宿等 延参加者数	15,000 人（R 元）	20,000 人
延宿泊者数	3.1 万人（R 元）	4 万人

主要施策

主要施策① 観光資源の磨き上げ

既存の観光資源のインバウンド観光対応化など魅力の向上に努めるとともに、観光土産品の商品化など、新たな観光資源の開発を進めます。また、市民による交流・ふれあい・おもてなしを観光資源として生かします。

主な事業

・西都市観光協会の運営支援

主要施策② 観光イベントの活性化

観光客が西都花まつりや西都古墳まつりなど、本市の多様な観光イベントを楽しめるよう、観光協会など関係団体と連携しながら、各種観光イベントの活性化を推進します。

主な事業

・各種観光イベントの実施・実施支援

主要施策③ スポーツランド構想の推進

プロチーム、学生や社会人等のスポーツキャンプ、大会等を積極的に誘致し、市民の協力を得ながら、頑張る選手をもてなし、応援することで、交流の輪を広げ、地域振興・まちづくりにつなげます。

主な事業

- ・スポーツランド推進事業

主要施策④ テーマ別観光の推進

自転車、グリーン・ツーリズム、グルメ、温泉、まち散策、史跡巡りなど、様々な切り口でのテーマ別観光を振興し、多様なニーズに対応できる奥行き深い観光地づくりを進めます。

主な事業

- ・食育・地産地消推進事業
- ・サイクルツーリズム推進事業
- ・グリーン・ツーリズム推進事業
- ・歴史をテーマとした観光・交流促進事業

主要施策⑤ 観光需要の喚起・回復

本市の観光に携わる市民・事業者が、新型コロナウイルス感染症による消費低迷を打開し、安定した集客が図れるよう、本市の観光情報をタイムリーにPRするとともに、観光関連事業者への支援などを通じて、観光の再生を図ります。

主な事業

- ・観光情報の発信
- ・観光需要喚起事業

サイクルツーリズム：

自転車で観光すること。自転車観光に適した宮崎県では、「みやざきサイクルツーリズム」を推進しており、西都市においても、タンデム（二人乗り）自転車のレンタルなど、自転車を活用した観光振興を進めている。

グリーン・ツーリズム：

緑豊かな農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のこと。西都市では、10軒の農家民宿が、西都市グリーン・ツーリズム研究会を組織し、農作業や調理などの自然体験プログラムを提供している。

政策目標 3 | ささえる・西都 ～健やかで温かな地域づくり

基本施策3-1 子ども・子育て支援の充実

基本施策がめざす姿

子育てが地域で支えられ、子どもたちがすくすくと育っている。

部門別計画	第2期西都市子ども・子育て支援事業計画 西都市子どもの貧困対策整備計画	
関連SDGs	 目標 3 すべての人に健康と福祉を	 目標 4 質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
育児支援に対する保護者の満足度	96.4%（H30）	100%
子育て5事業 （認定こども園・保育所（園）、 延長保育、一時預かり、病児保 育、放課後児童クラブ）の待機 児童ゼロ	—	達成

主要施策

主要施策① 不妊症支援の充実

妊娠・出産を希望する方が一人でも多く希望を叶えることができるよう、不妊の悩みに対する相談や支援を推進します。

主な事業

・不妊治療に関する相談・経済的支援

主要施策② 妊娠期からの切れ目ない子育て支援

子育て世代包括支援センターを中心に、各関係機関との連携のもと、妊娠期からの切れ目ない支援制度の充実を図り、出産や育児に係る不安の解消に努めます。乳幼児健診と予防接種、各種相談・教室事業によるきめ細かな相談支援を通じて、乳幼児の病気の予防と健やかな成長、さらには保護者の健康づくりを支援します。

主な事業

- ・子育て世代包括支援センター運営事業
- ・母子手帳の交付
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・産後ケア事業
- ・乳幼児健康診査
- ・予防接種
- ・発達相談

主要施策③ 子育てに関する経済的支援の充実

子育てに関する経済的支援は未来への投資であり、既存の支援制度を引き続き推進し、子育て世帯の負担軽減を図るとともに、財源の捻出方法や負担の公平性を考えながら、今後の支援のあり方を検討します。

主な事業

- ・子ども医療費助成事業
- ・特定教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）利用料負担額事業
- ・幼稚園就園奨励事業

主要施策④ 地域ぐるみの子育て支援の推進

就学前児童の教育・保育施設（幼稚園・保育園・認定こども園）、就学児童の放課後児童クラブでは、各運営主体が連携しながら、質の高い教育・保育を計画的に推進します。

また、西都市児童館、西都市地域子育て支援センターつばさ館等において、親子の交流や育児相談の場を提供するなど、地域ぐるみの子育て支援を推進します。

主な事業

- ・保育園・認定こども園の運営・運営支援
- ・延長保育事業
- ・一時預かり事業
- ・休日保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・児童館運営事業・地域子育て支援センター運営事業

子育て世代包括支援センター（母子健康包括支援センター）：

母子保健法に基づき市町村が設置するもので、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応するワンストップ子育て支援拠点。

主要施策⑤ ひとり親家庭等への支援の充実

ひとり親家庭や困窮家庭、社会的養護が必要な家庭に対し、児童相談所や民生委員児童委員など関係機関等と連携し、相談・支援を推進し、各種制度の活用につなげます。

こうした要支援・要保護家庭等への支援の強化を図り、地域の子ども・家庭の相談に対応するため「子ども家庭総合支援拠点」を設置します。

主な事業

- ・ひとり親家庭自立支援事業
- ・ひとり親家庭等医療費助成制度
- ・児童虐待・DV 対策等総合支援事業
- ・家庭児童相談室の体制強化・子ども家庭総合支援拠点の設置



子ども家庭総合支援拠点：

子ども家庭支援全般に係る業務、関係機関との連絡調整などを担い、特に、要支援・要保護児童等への支援業務の強化を図るための施設。

基本施策3-2 高齢者支援の充実

基本施策がめざす姿

高齢者が地域でいきいきと社会活動に参画し、安心して暮らしている。

部門別計画	第九次西都市高齢者保健福祉計画
関連SDGs	 目標3 すべての人に健康と福祉を

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
いきいき百歳体操の実施箇所数	26 か所（R 元）	50 か所
認知症サポーターの延べ養成人数	4,026 人（R 元）	4,700 人

主要施策

主要施策① 生きがいがづくり・健康づくりの促進

高齢者クラブやシルバー人材センターの活動を促進するとともに、いきいき百歳体操、ふれあい・いきいきサロンなど、身近な地域での介護予防活動など多様なサービスの充実を図ることにより、高齢者が長年培った知識や経験を活かし、地域の様々な活動にいきいきと参加し、活躍できる機会づくりに努めます。

主な事業

- ・高齢者クラブ活動事業
- ・シルバー人材センターの運営支援
- ・いきいき百歳体操の普及促進
- ・ふれあい・いきいきサロンの活動支援
- ・介護予防・日常生活支援総合事業
- ・地域リハビリテーション活動支援事業

いきいき百歳体操：

平成14年に高知市が開発した、重りを使った筋力向上のための体操で、主に高齢者の健康づくりのために事業に採り入れる自治体・地域が急速に増え、全国に普及している。

ふれあい・いきいきサロン：

小地域で住民自らが企画・運営し、自主的・自発的に、軽運動や工作、ゲーム、おしゃべりなど、様々な交流活動を行うもの。平成6年に全国社会福祉協議会によって提唱され、全国で取り組まれるようになっている。

主要施策② 介護保険の充実

介護を必要とする人が、公平な負担のもと、良質な介護サービスが受けられるよう、必要な基盤整備や、サービス・ケアマネジメントの質の向上を図るとともに、介護給付費の適正化に努め、健全かつ安定した事業運営を推進します。

主な事業

- ・介護保険給付事業
- ・地域包括支援センター運営委託事業
- ・自立支援型地域ケア会議の実施
- ・在宅医療・介護連携推進事業
- ・介護給付適正化事業

主要施策③ 高齢者が生活しやすい環境づくり

各種生活支援サービスを継続的に推進するとともに、認知症サポーターの養成と活動の活発化により、認知症への偏見の解消を図るなど、高齢者が生活しやすい環境づくりを進めます。

主な事業

- ・生活支援体制整備事業委託
- ・認知症総合支援事業
(認知症フォーラム、認知症サポーター養成講座、認知症初期集中チーム、認知症地域支援推進員の配置委託等)

認知症サポーター：

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを進めるためのキーパーソンとして、厚生労働省による基準をもとに、自治体で育成を図っている人材制度で、地域で、認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けをする。

基本施策3-3 障がい者福祉の充実

基本施策がめざす姿

障がい者が必要な支援を受けながら、いきいきと安心して暮らしている。

部門別計画	西都市障害者基本計画 西都市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 西都市障がい者活躍推進計画	
関連SDGs	 目標3 すべての人に健康と福祉を	 目標4 質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
障害福祉サービスの利用者が一般就労に移行した人数	9人（H30～R元）	4年間で20人

主要施策

主要施策① 多様な日中活動の支援

障がい者が、一般就労や福祉的就労、作業・レクリエーションなど、多様な日中活動に参加し、充実した生活を送り、心身機能の維持・向上を図れるよう、福祉事業所、ボランティア、行政等関係機関が連携しながら、継続的な支援を進めます。

優先調達等により、福祉事業所での工賃向上を促進するとともに、福祉的就労に従事する障がい者が、経済的自立をめざし、最低賃金法が適用される一般就労に移行することを促進します。

また、手話など、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の普及に努めます。

主な事業

- ・障害者相談支援事業
- ・障害者自立支援給付事業
- ・地域生活支援事業
- ・授産製品等の優先調達の推進

主要施策② 安心して暮らせる環境づくり

ホームヘルプサービス、ショートステイ等を活用しながら、障がい者（児）が、自宅で安心して暮らせるよう、継続的な支援を進めます。また、障害者支援施設、医療機関等と連携をとりながら、入所・入院中の重度障がい者がグループホームでの共同生活に移行できるよう支援を進めます。

また、障がい者（児）の様々な相談に対応するため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点の設置をめざします。

主な事業

- ・障害者相談支援事業
- ・障害者自立支援給付事業
- ・地域生活支援事業

主要施策③ 療育・発達支援の充実

障がいや発育・発達上の遅れ・不安等がある子どもたちが、早期から適切な療育・発達支援を継続して受けることができるよう、医療機関、県立こども療育センター、障害児通所支援事業所、就学前教育・保育施設、小中学校、特別支援学校等が連携し、個別の支援計画に基づくきめ細かな支援を推進します。

主な事業

- ・障害児通所支援給付事業・障害児相談支援事業
- ・こども療育センターによる巡回療育相談

基幹相談支援センター：

地域における障がい者の相談支援を総合的に行うための拠点施設。

地域生活支援拠点：

相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成など、地域における障がい者の居住支援のために求められる機能を集約した拠点。

基本施策3-4 地域福祉・社会保障の充実

基本施策がめざす姿

誰もが地域で支えあいながら、いきいきと安心して暮らしている。

部門別計画	第3次西都市地域福祉計画・西都市地域福祉活動計画	
関連SDGs	 目標1 貧困をなくそう	 目標3 すべての人に健康と福祉を

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
災害時避難行動要支援者 個別支援会議開催数	6回	8回

主要施策

主要施策① 地域共生社会づくりの推進

特定の人が支援の「支え手」となり、「受け手」となるのではなく、誰もが、「我が事」として地域づくりに参加する意識の醸成を図るとともに、福祉に関わる人材の育成とネットワーク化、包括的な相談支援の推進により、地域共生社会づくりを進めます。

主な事業

- ・社会福祉協議会による地域福祉活動の促進

主要施策② 生活困窮者支援の充実

生活困窮者に対し、市、社会福祉協議会、民生委員児童委員、ハローワーク、「みやざき安心セーフティネット事業」参加機関などが連携し、就学援助や住居確保給付金などによる経済的支援、就労支援等を実施し、生活困窮者の自立を支援します。

また、健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度を適正に実施します。

主な事業

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・生活保護援助事業

主要施策③ 権利擁護の推進

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な方の金銭管理や福祉サービス等の利用支援に対して、成年後見制度をはじめ、様々な支援制度の活用を促進します。

主な事業

- ・成年後見制度の利用促進（成年後見利用支援事業、後見法人・市民後見人の育成）
- ・成年後見制度利用促進計画の策定
- ・日常生活自立支援事業（社協）の利用促進

主要施策④ 年金による生活安定の促進

国民年金については、周知と啓発により市民の制度への理解を進め、受給による生活の安定を図ることができるよう、適正な事務運営に努めます。

また、国民年金に上乗せ積み立てする農業者年金は、農業が基幹産業である本市において重要な制度であり、税制面での優遇など制度の周知を図り、農業者の生活の安定につながるよう、加入を促進します。

主な事業

- ・国民年金事業
- ・農業者年金事業

主要施策⑤ 保健・医療・福祉の人材の育成・確保

社会福祉協議会、福祉事業所、宮崎医療福祉専門学校、宮崎県福祉人材センター等と連携しながら、保健・医療・福祉の人材の確保・育成、処遇改善、離職防止等の取り組みを促進します。

また、広報・啓発や福祉体験学習活動などを通じて、保健・医療・福祉に対する市民の理解を深め、ボランティア活動への参加を促進します。

主な事業

- ・福祉人材確保対策事業

基本施策3-5 健康づくりの推進

基本施策がめざす姿

すべての市民が自身の健康に関心を持ち、適切に健康管理を行っている。

部門別計画	健康日本 21（第2次）西都市計画 西都市第2期保健事業実施計画（データヘルス計画） 西都市いのち支える自殺対策行動計画
関連SDGs	 目標 3 すべての人に健康と福祉を

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
特定健診受診率	36.6%（R 元）	60.0%
特定保健指導実施率	84.5%（R 元）	85.0%
がん検診受診率	9.8%（R 元）	21.0%
食生活改善推進員の人数	58 人（R 元）	60 人
自殺死亡率 （人口10万人あたりに占める人数）	36.1 人（R 元）	30.0 人

主要施策

主要施策① 健康意識の啓発と人材の育成

市民が主体的な健康管理に取り組むことができるよう、禁煙、節度ある飲酒など、重要な健康知識のわかりやすい情報提供に努めるとともに、食生活改善推進員など、市民の健康づくりをリードする人材の継続的な育成を図ります。

主な事業

- ・健康日本 21（第2次）西都市計画推進事業
- ・食生活改善推進事業

主要施策② 生活習慣病等の予防対策の推進

特定健康診査やがん検診等の受診率、特定保健指導の実施率の向上を図り、高血圧、高血糖、脂質異常に代表される生活習慣病やがんなどの予防、早期発見、早期治療、重症化防止を推進します。

主な事業

- ・特定健康診査、特定保健指導事業
- ・糖尿病性腎症・虚血性心疾患・脳血管疾患の重症化予防事業
- ・がん検診事業

主要施策③ 心の健康づくりの推進

専門職による相談や指導、ゲートキーパーによる傾聴など、心の健康づくりや自殺予防対策に関する取り組みを推進します。

主な事業

- ・自殺対策推進事業

主要施策④ 感染症予防の推進

新型コロナウイルス等の感染症のまん延防止を図るため、市民、事業所等による適切な予防措置を啓発するとともに、高鍋保健所、医療機関等と連携し、検査や受診等の体制確保に努めます。

主な事業

- ・新型コロナウイルス等感染症予防事業

主要施策⑤ 地域医療体制の確保

関係機関と連携しながら、国民健康保険の健全な運営に努めるとともに、地域医療体制の確保・強化に努めます。西都児湯医療センターについては、新病院の建設による施設・設備・人材の充実・確保を進め、初期・二次救急、病病・病診連携など地域に必要な機能・サービスの安定的な提供を図ります。

また、各種医療費助成制度の充実を図るとともに、市民にジェネリック医薬品制度など医療に関する有益な情報を提供し、適切な受診につなげます。

さらに、大規模災害や感染症発生時などの応急救護について、関係機関と連携しながら、迅速・的確な対応が行えるよう、計画・訓練等を推進します。

主な事業

- ・西都児湯医療センター運営事業
- ・へき地診療所運営事業
- ・在宅当番医制運営事業
- ・国民健康保険・後期高齢者医療運営事業
- ・ジェネリック医薬品普及促進事業
- ・災害時医療救護の活動体制づくりの推進
- ・西都市小児科医療機関開設及び承継促進支援事業

ゲートキーパー：

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図る人材。

ジェネリック医薬品：

新薬（先発医薬品）の特許が切れたあとに先発医薬品より廉価で販売される、新薬と有効成分・品質・効き目・安全性が同等である後発医薬品。

政策目標4 | ひきだす・西都 ～心豊かにたくましく生きる人づくり

基本施策4-1 学校教育の充実

基本施策がめざす姿

未来に希望を抱き、たくましく生きていく子どもたちが育っている。

部門別計画	西都市教育大綱 西都市教育基本方針及び教育施策（毎年度策定） 西都市学校施設の長寿命化計画 西都市食育・地産地消推進計画（平成31年3月改定版） 西都市いじめ防止基本方針
関連SDGs	 目標4 質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
市内中学校から妻高等学校への進学率	58.0%（H30）	65%

主要施策

主要施策① 知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成

基礎的な学力・体力、基本的な生活習慣、豊かな情操を培うことを基本としつつ、教科学習や体験的な学びを通じて、子どもたちが主体的に学び、他者と協働し課題を解決することをめざした教育を推進し、社会で生きて働く知識・技能の習得、学びを人生や社会に生かそうとする力や人間性、未知の状況に対応できる思考力・判断力・表現力等を育んでいきます。

主な事業

- ・学力向上に向けた日常授業の改善
- ・英語教育推進事業（英語指導助手の配置等）
- ・学級満足度指標、学力指標の活用
- ・総合的な学習の時間等の学社連携・融合支援事業
- ・さいと学（ふるさと学習・キャリア教育）の推進

さいと学：

文字通り、西都についての地域学習であるが、自然や歴史・文化が豊かな西都市では、学校教育の中で、地域住民の協力を得ながら、系統的な教育プログラムを進めている。

主要施策② 教職員の資質向上

授業力向上に特化した学校支援訪問や資質向上を図るための各種研修会及び各教科等研究会の充実を図り、教職員の指導力の向上、指導方法の工夫・改善を図ります。

主な事業

- ・指導力 brush-up 研修会等の実施
- ・市教育研究センター運営事業

主要施策③ 地域とともにある学校づくりの推進

小中合同研修会や、授業参観の相互連携など、小中一貫教育を推進することで、学齢期の縦のつながりの強化を図るとともに、地域学校協働活動により学校・家庭・地域の横のつながりを深め、地域とともにある学校づくりを進めます。

主な事業

- ・小中一貫・中高連携教育推進事業（小中高一貫教育推進協議会の運営等）
- ・地域学校協働活動の推進
- ・山村留学振興事業

主要施策④ 充実した教育環境づくりの推進

学校の ICT 環境整備と ICT を活用した学習活動の充実を図り、主体的・対話的で深い学びにつながる学習活動の一層の充実を図ることに努めます。また、読書環境の充実や食育の推進を図るとともに、学校関係施設・設備の計画的な改修・更新等を進め、安心・安全で充実した教育環境づくりに努めます。

加えて、少子化の進展を受け、集団での学び、部活動、行事等を適正規模で行う観点から、中学校の再編を推進し、生徒一人一人の資質や能力を伸ばすことができる魅力ある学校づくりに取り組みます。

主な事業

- ・GIGAスクール構想の推進（端末等・ネットワークの整備）
- ・学校図書館読書活動推進員の配置
- ・学校保健・安全教育の充実
- ・学校給食の充実
- ・食育・地産地消推進事業
- ・学校施設・設備の整備

主要施策⑤ 特別支援教育の推進

障がい、病気などで特別な配慮が必要な児童・生徒が、一人ひとりの生活や学習上の課題を克服して能力を伸ばし、たくましく成長できるよう、関係機関との連携を図りながら、きめ細やかな教育・支援を進めます。

主な事業

- ・特別支援教育推進事業（特別支援教育コーディネーター連携協議会の運営、学校生活支援員の配置等）

主要施策⑥ 不登校等の諸課題への的確な対応

安心して学校に通えるよう、児童生徒にとって魅力ある学校づくりを推進するとともに、学校と教育支援センターが連携して、登校が心配な子への個別支援を行います。また、いじめ防止など、学校教育をめぐる諸課題への的確な対応を行います。

主な事業

- ・教育支援センター運営事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業

主要施策⑦ 高校との連携の促進

「さいと学」を通して、小・中・高の縦のつながりを充実させるとともに、妻高等学校における「聖陵セミナー」や高校生による小・中学生に対する学習支援等の交流活動を推進し、妻高等学校の魅力を積極的に発信することにより、市内中学生の妻高等学校進学率を高めます。

主な事業

- ・小中一貫・中高連携教育推進事業



聖陵セミナー：

妻高等学校への進学を希望する中学3年生を対象とした授業体験。

基本施策4-2 生涯学習の充実

基本施策がめざす姿

公民館等を拠点に、多くの市民が学び、充実した生活と豊かな地域づくりにつながっている。

部門別計画	西都市教育大綱 西都市教育基本方針及び教育施策（毎年度策定） 西都市子ども読書活動推進計画
関連SDGs	 目標 4 質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
生涯学習講座への参加者数	1,228 人（H31）	1,500 人
公民館講座への参加者数	591 人（R元）	700 人
図書館の貸出冊数	117,825 冊（R元）	120,000 冊

主要施策

主要施策① 学習環境づくりの推進

生涯学習施設に関する長寿命化の全体構想を策定し、市民会館、コミュニティプラザパオ（働く婦人の家・文化ホール）、勤労青少年ホーム、市公民館、地区館、自治公民館など、各施設・設備の適切な維持管理と長寿命化、バリアフリー化を進めます。

主な事業

- ・生涯学習施設の維持管理・長寿命化・バリアフリー化の推進
- ・勤労者福祉施設（働く婦人の家・勤労青少年ホーム）運営事業

主要施策② 地域に根差した学習活動の活性化

誰もがいつでも主体的に学ぶことのできるよう、多様な学習機会の提供や情報発信に努めるとともに、生涯学習により習得した知識や技術を、市民がまちづくりや地域活動に活かすことのできるよう、交流の機会や環境づくりに努めます。

主な事業

- ・学習講座の実施
- ・文化連盟、美術協会の運営支援
- ・自主講座団体の活動支援
- ・自治公民館活動の支援
- ・生涯学習フェスティバルの開催

主要施策③ 読書活動の推進

家庭や学校、地域と連携を図り、学びの原点である読書活動を推進し、市民が豊かな読書生活が送れる環境づくりに努めます。

主な事業

- ・図書館運営事業（読書通帳、サマースタンプラリー、多読賞、図書館まつり、ワークショップ、団体貸出等）
- ・学校図書館連携事業（小・中学校、高校、専門学校）
- ・子供読書活動推進事業（ブックスタート・ブックフォロー・ブックサポートとして絵本並びにブックバッグ配布、読み聞かせ等）

主要施策④ 青少年活動の推進

学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの多様な体験活動や学習活動を支援し、地域ぐるみの子育て支援・教育を進めます。

また、青少年育成センターを中心に、市民の協力を得ながら、非行防止など、青少年健全育成活動を推進します。

主な事業

- ・地域学校協働活動推進事業
- ・子ども会育成連絡協議会事業
- ・子ども会指定公開事業
- ・子ども会チャレンジサマーキャンプ事業
- ・ジュニアリーダー教室・子ども会リーダー研修の実施
- ・青少年育成センター事業
- ・各学校等での家庭教育学級の開催

基本施策4-3 スポーツの振興

基本施策がめざす姿

多くの市民がスポーツを日常的に楽しみ、健康的な生活を送っている。

部門別計画	西都市教育大綱 西都市教育基本方針及び教育施策（毎年度策定）	
関連SDGs	 目標3 すべての人に健康と福祉を	 目標4 質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
スポーツ施設の延べ利用者数	181,065 人（R 元）	243,000 人
市主催大会及び市補助団体関連大会参加者数	3,437 人（R 元）	5,000 人

主要施策

主要施策① スポーツ活動への支援の推進

子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の多様な参加につながるよう、初心者にも気軽に参加できる教室・イベントの開催などに努めるとともに、各種自主サークルの積極的な活動展開を促進します。また、講習会や研修会を通して、指導者の育成に努めます。

主な事業

- ・スポーツ団体・指導者の育成支援
- ・各種スポーツ大会開催・開催支援事業
- ・運動部活動地域連携実践事業

主要施策② スポーツ環境の確保・充実

西都原運動公園、清水台総合公園などの各施設をはじめ、市民体育館、地区体育館など、各スポーツ施設の適正な維持管理を図るとともに、予防保全の視点に立ち、長寿命化・更新を進めます。あわせて、人口減少や住民ニーズに応じた適正配置を前提として、施設の集約化、複合化、用途廃止を検討します。

主な事業

- ・スポーツ施設の維持管理・長寿命化・更新

基本施策4-4 歴史・文化が映えるまちづくり

基本施策がめざす姿

文化遺産が適切に保存・継承されるとともに、新たな文化・芸術を創出し続けている。

部門別計画	西都市教育大綱 西都市教育基本方針及び教育施策（毎年度策定）
関連SDGs	 目標 4 質の高い教育をみんなに

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
指定文化財数	64（R元）	67
市民会館年間利用者数	29,608 人（R元）	36,000 人
総合文化祭来館者数	1,140 人（R元）	1,300 人

主要施策

主要施策① 文化財の保存・活用

本市の優れた歴史遺産を後世に継承するため、有形・無形の文化財等の調査、記録、保存、整備等を推進するとともに、西都市歴史民俗資料館での企画展、歴史講座の開催、民俗芸能団体や文化財愛護少年団の育成・支援等により、本市の歴史を市民や観光客に広く周知・普及していきます。

また、このような活動を通じて、地域の歴史的・文化的価値を高め、ユネスコ世界遺産登録につなげていきます。

主な事業

- ・指定・登録文化財、民具、民俗芸能等の調査、記録、保存、整備・修復等の実施
- ・伝統行事の開催支援（銀鏡神楽・下水流臼太鼓踊等）
- ・歴史民俗資料館等での企画展、歴史講座等の実施
- ・西都原中段域の史跡及び都於郡城跡等の保存・整備と活用
- ・ユネスコ世界遺産登録活動の推進

主要施策② 芸術・文化活動への支援の推進

豊かな創造性や感受性を育み、市民の生活に潤いをもたらす文化・芸術の振興に向け、芸術鑑賞会などを通じて市民が優れた文化・芸術にふれる機会づくりに努めるとともに、芸術活動や新たな文化創造の取り組みに対して、必要な支援を行っていきます。

主な事業

- ・文化連盟、美術協会の運営支援
- ・総合文化祭（美術展・芸能大会）、合唱祭の開催
- ・文化行事の開催・開催支援

基本施策4-5 人権尊重のまちづくり

基本施策がめざす姿

お互いに理解・共感し、すべての人の人権を尊重し、擁護している。

部門別計画	西都市いじめ防止基本方針 第3次西都市男女共同参画プラン	
関連SDGs	 目標 5 ジェンダー平等を実現しよう	 目標 16 平和と公正をすべての人に

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
人権教育・啓発に関する研修の開催回数	29 回（R 元）	30 回
審議会等の委員への女性登用率	30.8%（R 元）	33%
成年後見市長申し立て件数	19 件（R 元）	25 件

主要施策

主要施策① 人権教育・啓発の推進

西都市人権啓発推進協議会による講演会や、人権に関するポスターの募集・展示、人権週間街頭啓発など、様々な活動を通じて、あらゆる差別や暴力・虐待をなくすための啓発・教育を継続的に推進します。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による医療従事者、患者やその家族等に対する誹謗中傷や風評被害の防止に関する啓発に努めます。

主な事業

- ・人権教育・啓発事業
- ・性的少数者（LGBTなど）に対する理解の促進
- ・ヘイトスピーチ防止の啓発

LGBT：

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、性的少数者を意味する。

主要施策② 男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現をめざし、家庭や学校、職場、地域で性別によって行動や考え方、生き方を制限されることなく、一人ひとりの個性や能力を十分発揮することができる社会の実現のために啓発・学習活動を推進するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を組み入れるよう努めます。また、女性が就業、公益的活動などの社会活動を行いやすい環境整備に努めます。

主な事業

- ・男女共同参画推進事業

主要施策③ 権利擁護体制の充実

人権侵害を早期に発見し、関係機関が連携しながら、適切な相談支援を行い、解決にあたる擁護体制の充実に努めます。

主な事業

- ・人権擁護委員と連携した啓発事業
- ・人権・なやみごと相談所の運営
- ・西都児湯いじめ問題調査委員会・西都児湯いじめ問題対策専門家委員会の運営
- ・DV・虐待等の相談支援
- ・DV加害者更生活動への協力
- ・成年後見制度の利用促進（成年後見利用支援事業、後見法人・市民後見人の育成）

政策目標 5 | つながる・西都 ～市民協働のまちづくり

基本施策5-1 縁づくりの推進

基本施策がめざす姿

地域の内外での多様な交流・協働活動が、地域の活性化や地域課題の解決につながっている。

部門別計画	第2期さいと未来創生総合戦略	
関連SDGs	 目標 11 住み続けられるまちづくりを	 目標 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
施策による転入者数	221 人（H26～H30）	4年間で 504 人
婚姻届出数	581 組（H26～H30）	4年間で 432 組
さいとファンクラブ登録者数	—	3,000 人
市民活動登録団体数	22 団体（R 元）	23 団体

主要施策

主要施策① 地域人口対策の推進

移住希望者が本市に魅力を感じ、できるだけ多くの移住が実現するよう、移住相談のワンストップ窓口である移住・定住支援センターを整備することで、情報発信力と相談支援体制を強化するとともに、移住支援金やお試し滞在助成金など経済的負担を軽減する助成事業を推進します。

また、「みやざき結婚サポートセンター」などと連携し、出会い・結婚支援を推進します。

主な事業

- ・移住・定住促進事業
- ・出会い・結婚支援事業

主要施策② シティプロモーションの推進

本市の強みや魅力を多様な媒体・多言語で、戦略的に情報発信することで、本市のファンを獲得し、認知度・ブランド力の向上、地域製品の消費拡大、交流人口・関係人口や移住者の増加、市民の愛着や誇り意識につなげる「シティプロモーション」を推進します。

主な事業

- ・シティプロモーション事業・さいとファンクラブ事業
- ・ふるさと納税の推進
- ・東京・大阪・福岡の出身者会との交流事業

主要施策③ 国際交流・地域間交流の促進

市民の海外派遣事業や、訪日外国人の受け入れ事業などを継続的に進め、国際感覚豊かな人材の育成を図るとともに、外国の文化をまちづくりに活かしていきます。また、多文化共生社会をめざし、在住外国人と市民との交流を促進するとともに、行政サービスにおける多言語表記・多言語対応を推進します。

また、本市の自然や歴史・文化、産業を活かし、国内の諸地域との交流を進め、市の活性化を図ります。

主な事業

- ・羅東鎮姉妹都市交流事業（スポーツ少年団交流事業、羅東藝穂節への参加等）
- ・西海市姉妹都市交流事業（イベントの相互参加、スポーツ少年団交流事業、民間団体文化交流事業等）
- ・天正遣欧少年使節ゆかりの地交流事業

主要施策④ 地域活動・市民活動の活性化

地域活動組織や市民活動組織が、各地域の状況に応じて、福祉や防災、環境保全などの活動を計画的に行い、生活課題の改善・解決につなげていくことを継続的に支援していきます。また、伝統行事の継承を図るとともに、地域の活性化を図る新たな事業等の実施を積極的に支援します。

次世代が加入し、積極的に活動を展開できるよう、各組織の組織改革や自主的な再編等を促進します。

主な事業

- ・地域コミュニティ推進事業（地域づくり協議会の運営支援、コミュニティ助成事業等）
- ・市民協働推進事業（市民活動団体の支援、市民提案型まちづくり事業等）

さいとファンクラブ：

全国の西都市に興味・関心がある人々を対象とした会員制クラブ。会員サービスを提供し、西都市の情報発信につなげることをめざす。

基本施策5-2 行財政の健全な運営

基本施策がめざす姿

市民参画の適切なしくみのもと、健全な行財政運営が行われている。

部門別計画	西都市第 7 次行財政改革大綱 西都市公共施設等総合管理計画
関連SDGs	 目標 17 パートナーシップで 目標を達成しよう

まちづくり指標

目標項目	基準値（年度）	令和6年度目標値
経常収支比率	93.1%（R 元）	95.0%未満
実質公債費比率	4.8%（R 元）	7.0%未満

主要施策

主要施策① きめ細かな広報・広聴の推進

広報さいとをはじめ、ホームページ、SNS など、様々な媒体を活用し、行政情報のきめ細かな広報を推進するとともに、市が保有する情報について、ICTを活用したオープンデータ化を進めます。

懇談会等の開催やアンケート調査、審議会等への登用、パブリックコメントなど、市民の意見を幅広く聴取する機会の拡充を図ります。

主な事業

- ・「広報さいと」の発行
- ・ホームページの運営・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の活用
- ・オープンデータ化の推進
- ・懇談会等の実施（地域づくり協議会連絡会、協働の地域づくり懇談会、市民協働推進委員会等）
- ・パブリックコメントの推進

SNS（エス・エヌ・エス／ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：

登録された利用者同士が、文字や画像、映像により交流できるインターネット上のサービス。

オープンデータ化：

自治体が保有する統計情報などの公益情報を、個人情報など保護する必要性のあるデータを除き、インターネット等を通じて容易に利用（加工、編集、再配布等）ができる状態で公開すること。

主要施策② 組織力の向上

職員の能力開発を計画的に推進するため、研修等の充実に努めるとともに、業績を尊重する人事評価の推進、会計年度任用職員の適切な処遇の確保、適材適所の職員配置、適切な組織・機構の改編などにより、働きやすい職場環境づくりに努め、市役所の組織力の向上を図ります。

主な事業

- ・職員能力の開発
- ・組織・機構の機能的な編成
- ・市役所組織の働き方改革

主要施策③ 市民本位の行政サービスの提供

施策・事務事業の点検・見直し、事務処理の効率化、省力化により、増え続ける事務量の削減を進めつつ、ニーズに即した施策・事業を積極的に企画・推進し、市民本位の行政サービスの提供に努めます。

主な事業

- ・施策・事務事業の点検・見直し
- ・事務処理の効率化、省力化
- ・窓口サービスの改善

主要施策④ 公共施設等総合管理計画の推進

公共施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、指定管理者制度等による民間活力の活用を推進し、人口減少下での公共施設の管理・運営水準の最適化を進めます。

主な事業

- ・公共施設等総合管理の推進
- ・民間活力の活用

主要施策⑤ 健全な財政運営の推進

中期財政見通しに基づき、財源の確保と効果的な配分、経費の削減に努め、健全な財政運営を推進します。

主な事業

- ・当初予算編成時の事務事業の見直し
- ・安定した収入の確保
- ・使用料・手数料等の適正な徴収

主要施策⑥ 広域行政の推進

ごみ処理、火葬場の運営、救急体制の整備など、西都児湯圏域での既存の共同事務を推進するとともに、宮崎県内市町村に加え県外市町村との連携を検討します。

主な事業

- ・西都児湯環境整備事務組合の共同運営

4

第4編 資料編

総合計画策定フロー図

第五次西都市総合計画策定組織の検討の経緯(時系列)

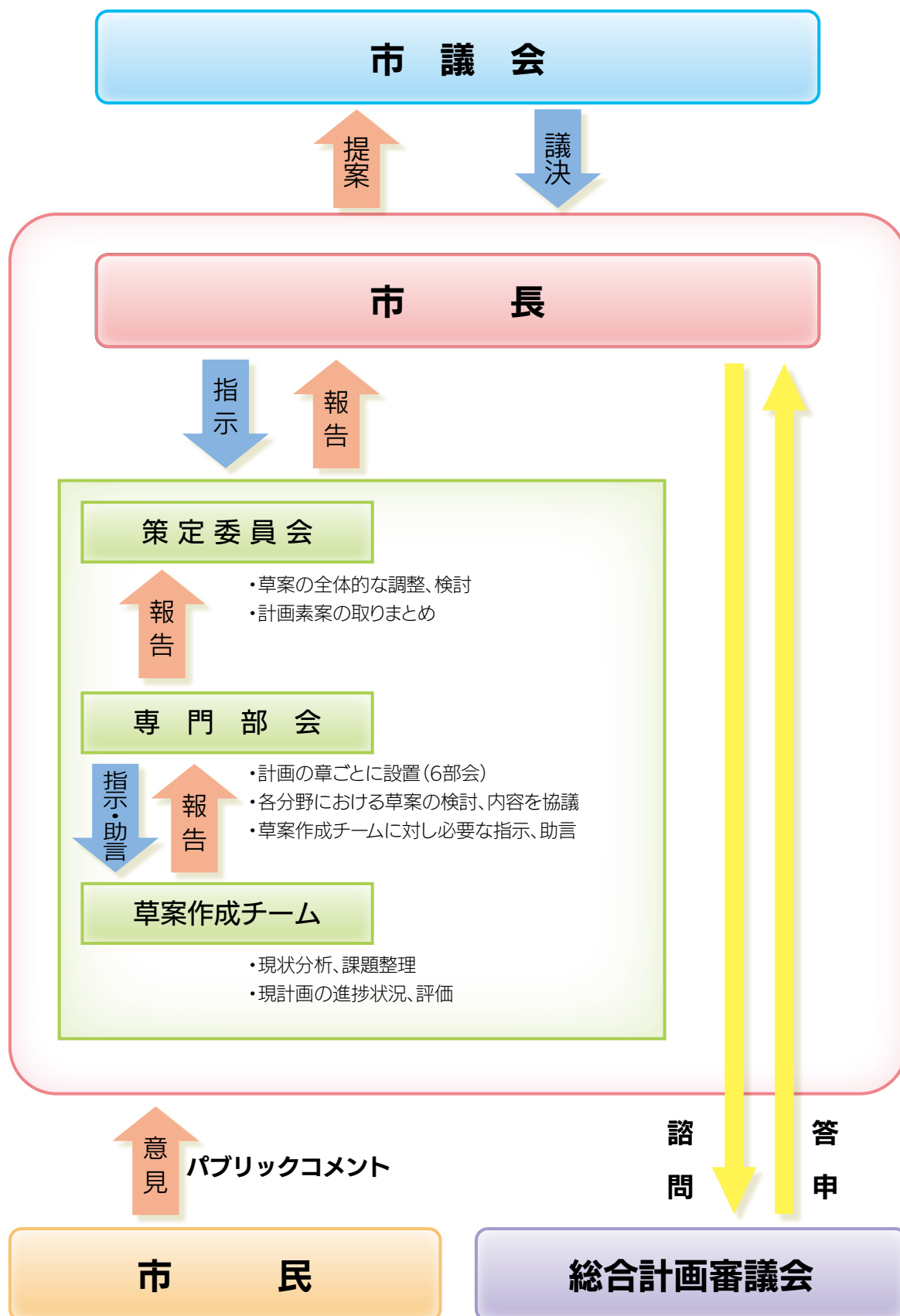
西都市総合計画審議会委員

諮 問

答 申

西都市総合計画策定条例

総合計画策定フロー図



第五次西都市総合計画策定組織の検討の経緯（時系列）

令和元年

11月1日	第1回 総合計画策定委員会 ・策定方針、検討組織、策定スケジュールの検討
-------	---

令和2年

1月15日	第1回 総合計画策定委員会専門部会 第1回 総合計画策定委員会草案作成チーム会議 ・策定方針、策定スケジュール、第四次後期基本計画の評価依頼
2～3月	第四次後期基本計画 事業評価・進捗管理表作成作業
3月	各課ヒアリング（草案作成チームメンバー他） ・第四次後期基本計画における事業評価・課題、今後の方向性について
7月	第2回 総合計画策定委員会草案作成チーム会議 ・基本構想案の内容検討（庁内 PC ネットワークを利用し意見聴取）
8月3日	第2回 総合計画策定委員会 ・草案作成進捗報告（基本構想案、スケジュールについて）《書面協議》
9月30日	第1回 総合計画等審議会 ・策定方針、検討組織、基本構想（案）、スケジュールについて
10月28日	第3回 総合計画策定委員会 ・草案の内容検討、決定
11月16日	第2回 総合計画等審議会 ・草案説明、内容検討

令和3年

1月	総合計画策定委員会委員への草案確認 ・原案の決定（庁内 PC ネットワークを利用し草案確認）
1月13日～ 2月10日	パブリックコメント
5月11日	第3回 総合計画等審議会 ・修正案の検討、答申
5月25日	答申
5月28日	庁議
6月10日	市議会（上程）
7月2日	市議会（議決）

西都市総合計画審議会委員

所属機関・団体職名	氏 名
宮崎県児湯農林振興局長	柳 田 敬
宮崎県西都土木事務所長	迫 節 夫
宮崎県高鍋保健所長	西 田 敏 秀
西都農業協同組合代表理事組合長	壹 岐 定 憲
児湯広域森林組合代表理事組合長	長 友 幹 雄
西都商工会議所会頭	村 上 牧 雄
一般社団法人西都市観光協会会長	後 □ 昌 賢
一般社団法人西都青年会議所理事長	橋 □ 宗 徳
社会福祉法人西都市社会福祉協議会会長	黒 木 郁 雄
西都市民生委員児童委員協議会会長	長 友 節 雄
西都私立幼稚園協会会長	椎 葉 恵 子
西都市PTA協議会会長	黒 木 俊 輔
西都市金融団団長	横 山 道 徳
連合宮崎中央地域協議会西都地区会議議長	大川内 孝 二
地域婦人連絡協議会会長	濱 砂 京 子
宮崎日日新聞社西都支局支局長	杉 田 亨 一
地域づくり協議会連絡会会長	五 島 哲 也
宮崎大学教授	桑 野 齊

諮 問

西総政第 3 4 5 号
令和 2 年 9 月 3 0 日

西都市総合計画審議会
会長 桑 野 齊 殿

西都市長 押川 修一郎

第五次西都市総合計画素案について（諮問）

第五次西都市総合計画素案について、貴審議会の意見を求めます。

（文書取扱）
総合政策課

答申

令和3年5月25日

西都市長 橋田 和実 殿

西都市総合計画審議会
会長 桑 野 斉

第五次西都市総合計画素案について（答申）

令和2年9月30日付け西総政第345号で諮問のありました第五次西都市総合計画素案について、慎重に審議しました結果、本計画は適切であると認め、下記の要望を付して答申します。

記

本計画は、本市の目指すまちづくりの基本理念として「抜群に住みやすいまち・西都」を将来像としていることから、諸政策の推進にあたってはこの将来像をしっかりと見据え、サブタイトルである「癒やしの風を感じる場所」を基軸に最善の努力を尽くされるよう要望します。また、近年の社会動向とそれを踏まえた5つのまちづくりの課題解決に向けて、基本施策に沿った事務事業を市民等に分かりやすく展開していただくよう要望します。

なお、本計画の実施にあたっての当審議会の主要な意見を別紙のとおり付しますので、これらの意見を尊重されるとともに、特段の配慮を要望します。

西都市総合計画策定条例

令和2年3月24日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、本市の総合計画を策定することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の総合的かつ計画的なまちづくりの指針であって、基本構想及び基本計画からなるものをいう。
- (2) 基本構想 本市のまちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像と方向性を示すものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想を実現するための施策の指針であって、施策の方向性と体系を示すものをいう。

(総合計画の策定)

第3条 市長は、総合的かつ計画的な市政の運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

(審議会への諮問)

第4条 市長は、総合計画を策定し、又は変更（軽微なものを除く。）しようとするときは、あらかじめ西都市総合計画審議会に諮問するものとする。

(審議会の設置)

第5条 前条の規定による諮問に応じ、調査審議するため、西都市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国及び宮崎県の機関の職員
- (2) 市内の公共的団体その他関係団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、委嘱の日から諮問に係る調査審議が終了するまでの期間とする。

(会長)

第8条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総合計画の公表)

第10条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(西都市総合計画等審議会条例の廃止)

2 西都市総合計画等審議会条例（昭和46年西都市条例第4号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に廃止前の西都市総合計画等審議会条例（以下「旧審議会条例」という。）第2条第2項の規定により委嘱された西都市総合計画等審議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第6条第2項の規定により、審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、第7条の規定にかかわらず、同日における旧審議会条例第3条の規定により委嘱された審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

第5次西都市総合計画

発行年月／ 令和3年（2021年）7月

発 行／ 西都市 総合政策課

〒881-0015 宮崎県西都市聖陵町二丁目一番地

T E L （0983）32-1000

F A X （0983）43-3654



令和3年7月新庁舎開庁

